



三郷市障がい者計画

第 7 期三郷市障がい福祉計画

第 3 期三郷市障がい児福祉計画

（令和 6 年度～令和 8 年度）

令和 6 年 3 月

三 郷 市

ご 挨拶

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 障がい者施策の動向	2
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画の対象と範囲	8
6 計画策定までの流れ	9
第2章 障がい者を取り巻く状況	10
1 障がい者数等の推移	10
2 実態調査の結果	15
3 ヒアリング調査の結果	33
4 施策の実施状況	34
5 取り組むべき主な課題	39
第3章 計画の理念と目標	43
1 計画の理念	43
2 計画の目標	44
3 施策の体系（計画の展開）	45
第4章 施策の展開	46
基本目標1 自立と社会参加の支援体制づくり	46
基本目標2 地域生活支援の基盤づくり	51
基本目標3 障がい児支援の体制づくり	59
基本目標4 安心して暮らせるまちづくり	62
第5章 障がい福祉サービスの推進	66
1 令和8年度の目標値	66
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	69
3 地域生活支援事業の見込み量と確保策	85
第6章 計画の推進に向けて	92
1 計画の推進のために	92
2 計画の点検と評価	93

資料編	94
1 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会会員名簿	94
2 三郷市障がい者地域生活支援協議会全体会委員名簿	95
3 庁内検討組織	96
4 策定経過	97
5 市内の障がい児（者）のための事業所・施設等一覧	98



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、令和3年3月に「三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発の施策を推進するとともに、生活や就労、居住の支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障がい児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化や、昨今の新型コロナウイルス感染症による地域コミュニティの希薄化などに伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「三郷市障がい者計画・第7期三郷市障がい福祉計画・第3期三郷市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

2 障がい者施策の動向

国は、障害者基本法に規定されるように、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、基本的な方向を定めています。

平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准し、障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の概念が盛り込まれるなど、障がい者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されました。

平成 28 年には、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。併せて、同年 4 月 1 日からは、障害者雇用促進法及び障害者差別解消法が施行されました。

平成 30 年には、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すために改正社会福祉法が施行し、「地域共生社会」の考え方が位置付けられ、令和 3 年の改正社会福祉法では、地域における包括的相談支援体制の強化や、アウトリーチによる引きこもり対応の強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援など、重層的支援体制の整備などに取り組むこととされました。

同じく、令和 3 年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行し、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支える旨が規定されました。また、令和 4 年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障がい者による情報の取得・利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することとされました。

令和 5 年には、障害者基本法に基づき策定された「第 5 次障害者基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」が示され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進への取り組みを行うこととされました。併せて、こども基本法が施行し、すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されるなど、こどもの権利擁護や支援拡充に向けて取り組むこととされました。

こうした背景を踏まえ、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の視点で地域づくりを推進していく必要があります。

2-1 第5次障害者基本計画について

国は、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、令和5年度から令和9年度までの第5次障害者基本計画を策定しました。本計画では、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにすることなく、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」などの各種取組を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時に、障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策や取組を進めることが追加されました。本計画の主な内容は以下のとおりです。

(1) 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

(2) 各分野における障害者施策の基本的な方向

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

②安全・安心な生活環境の整備

- ・移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

④防災、防犯等の推進

- ・災害発生時における障害特性に配慮した支援

⑤行政等における配慮の充実

- ・司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

⑥保健・医療の推進

- ・精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

⑧教育の振興

- ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

⑨雇用・就業、経済的自立の支援

- ・総合的な就労支援

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

⑪国際社会での協力・連携の推進

- ・文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

2－2 障害者総合支援法等の改正について

障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律案が令和4年10月14日に閣議決定されました。令和6年4月1日から施行される本法律の改正の概要は以下のとおりです。

※一部、施行日が異なるものがあります。

（１）障害者等の地域生活の支援体制の充実

○グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

→グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する

○地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

→地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする

（２）障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

○就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

→就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」を創設する

○短時間労働者（週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満）に対する実雇用率算定等

○障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

（３）精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

○医療保護入院の見直し

→家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等

○「入院者訪問支援事業」の創設

→都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する

○精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

（４）難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

- 症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備
→医療費助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする
- 難病患者等の療養生活支援の強化
- 小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化

（５）障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備

- 調査・研究の強化（障害者 DB・障害児 DB・難病 DB・小慢 DB の充実）

２－３ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正について

第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の策定に当たって、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部が改正されます。

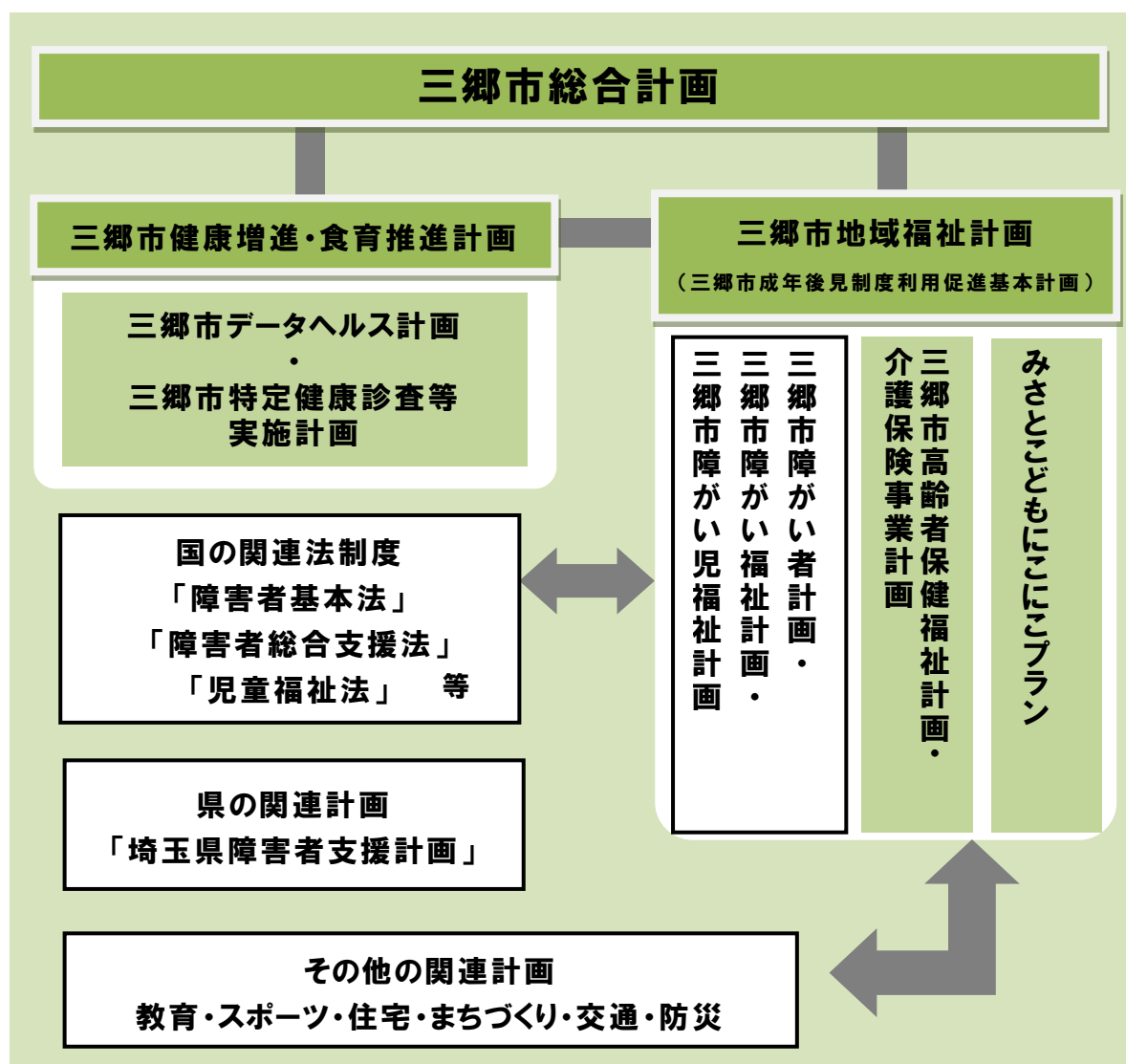
（１）基本指針の主な見直し事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

また、『三郷市総合計画』の部門計画として位置づけるとともに、市の他の関連計画である『三郷市地域福祉計画』、『三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』、『みさとこどもにこにこプラン』、『三郷市健康増進・食育推進計画』などと相互に連携し、整合を図ります。また、国や県の動向、各種制度、関連法を踏まえたものとします。



三郷市障がい者計画

- 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定されるものです。
この計画は、市の障がい福祉施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

三郷市障がい福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定されるものです。指定障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

三郷市障がい児福祉計画

- 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定されるものです。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

column

□「SDGs」

2015年（平成27年）9月の国連にて、2000年（平成12年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2030年までに持続可能でより良い社会を目指す国際社会の共通目標が採択されました。

正式名称は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」で、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、17のゴール・169のターゲットから構成されています。目標3の「すべての人に健康と福祉を」や目標10「人や国の不平等をなくそう」が本計画との関連が深い項目となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の対象と範囲

この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

※発達障がい…

発達障がいとは、発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

※難病…

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象になりました。障害者総合支援法では、「治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの」と規定されています。

※高次脳機能障がい…

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態を意味します。身体的な障がいがない（もしくは軽い）にもかかわらず、「記憶障がい」「注意障がい」「遂行機能障がい」「社会的行動障がい」といった認知の障がいを持ち、日常の生活や社会生活にうまく適応できないケースがあることから、近年、診断やリハビリテーション、生活支援などの充実が課題となっています。

なお、高次脳機能障がい者の方は、「器質性精神障害者」として、「精神障害者保健福祉手帳」及び「自立支援医療（精神通院医療）」等の制度を利用することができます。



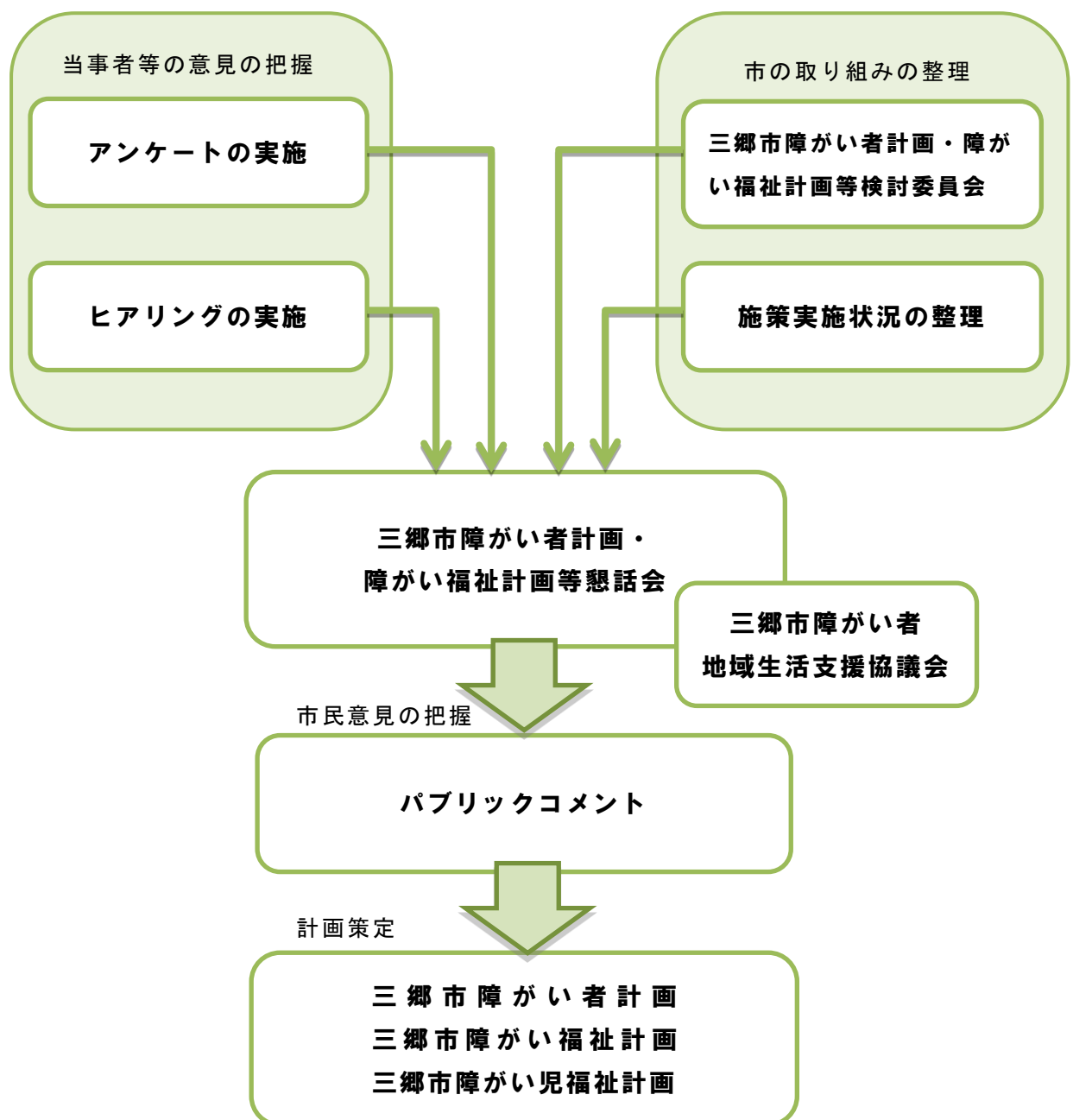
6 計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、実態調査としてアンケートやヒアリングを実施し、当事者や事業者の意見を把握しました。

アンケート結果や市の施策の実施状況等を基に、市の障がい者施策の推進について広く意見を求める場として「三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会」を設置し、今後の課題や取り組みの方向性についての意見をいただきました。

また、計画策定の過程で「パブリックコメント」を実施し、広く市民の意見を参考にして策定しました。

《計画策定までの流れ》



第2章 障がい者を取り巻く状況

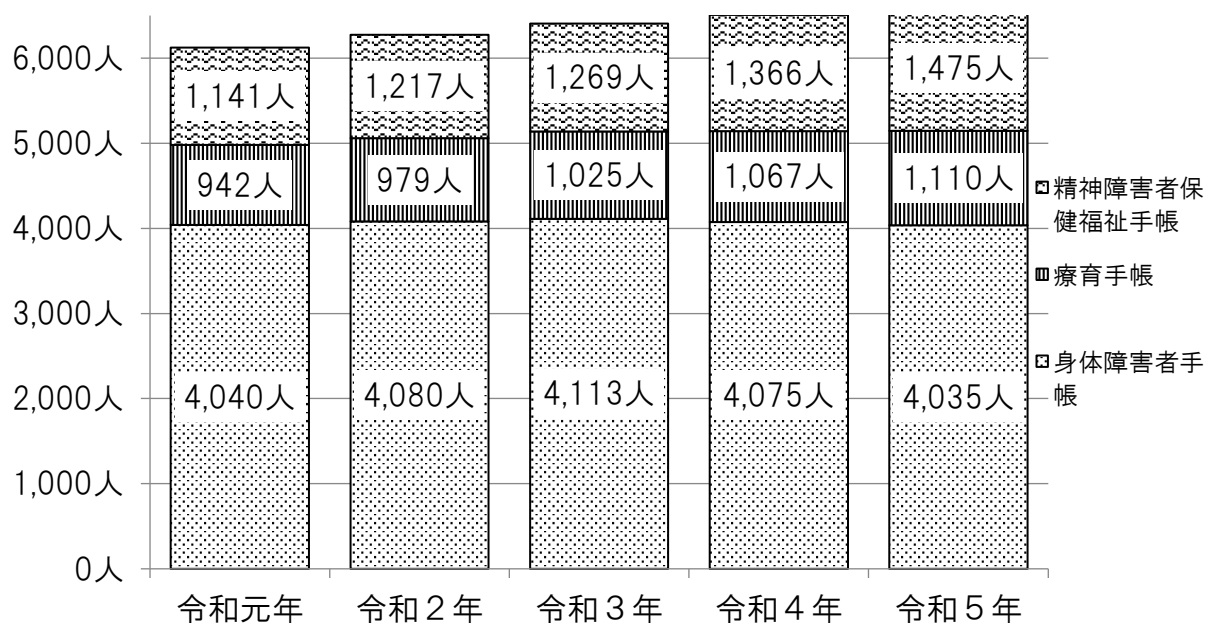
1 障がい者数等の推移

(1) 人口と障がい者数（手帳所持者数）

市の障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）は全体で延べ6,620人、その内訳は身体障害者手帳が4,035人、療育手帳（知的障がい）が1,110人、精神障害者保健福祉手帳が1,475人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障害者手帳所持者は2.83%、療育手帳所持者は0.78%、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.03%となっています。各障害者手帳所持者は年々増加する傾向が続いていましたが、身体障害者手帳所持者は、令和3年度を境に減少しています。

障害者手帳所持者数の推移



（上段:人、下段:%）

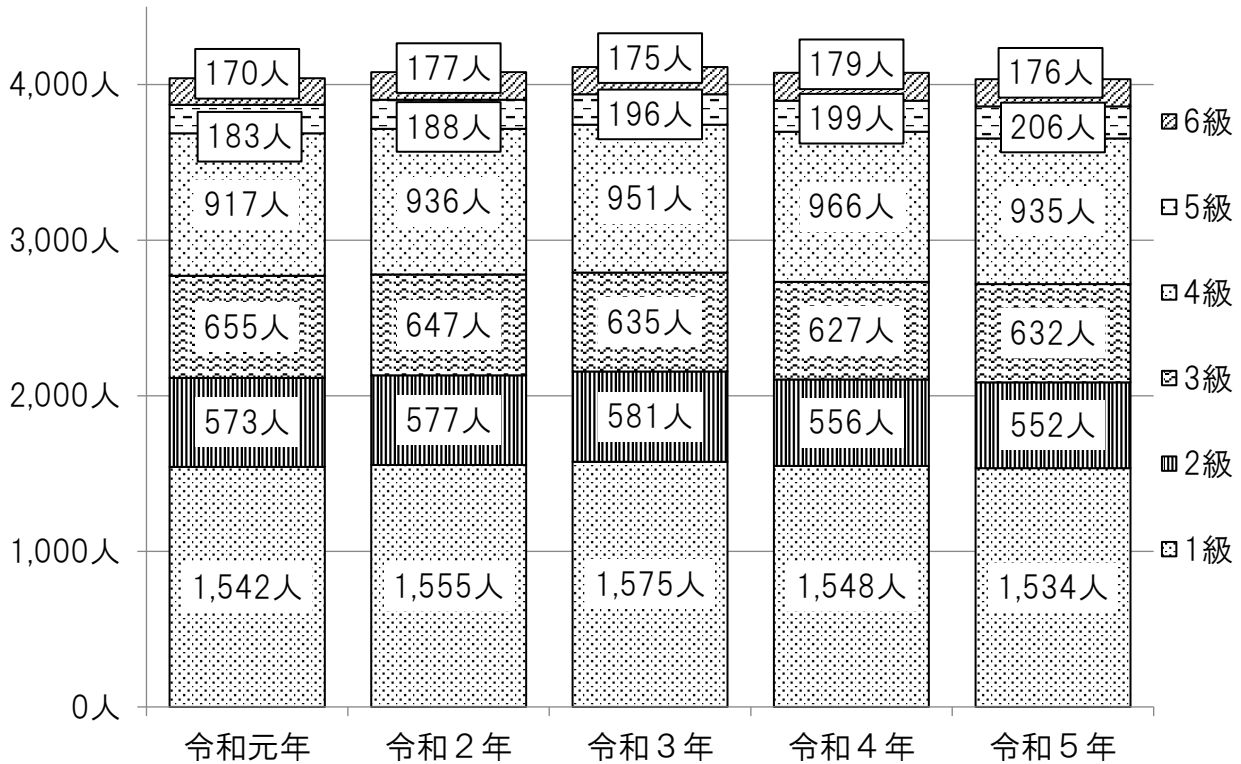
区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	4,040	4,080	4,113	4,075	4,035
総人口比	2.84	2.86	2.88	2.85	2.83
療育手帳所持者数	942	979	1,025	1,067	1,110
総人口比	0.66	0.68	0.71	0.74	0.78
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,141	1,217	1,269	1,366	1,475
総人口比	0.80	0.85	0.88	0.95	1.03
合計	6,123	6,276	6,407	6,508	6,620
総人口	141,765	142,591	142,663	142,758	142,177
対総人口比	4.31	4.40	4.49	4.55	4.65

※各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口。

(2) 身体障がい

身体障がいについてみると、令和5年4月1日現在の手帳所持者は4,035人となっています。障がいの程度別の状況は、1級が1,534人（全体の38%）で最も多く、次いで4級が935人（同23.1%）となっています。等級が1級に近づくほど障がいの程度が重くなります。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



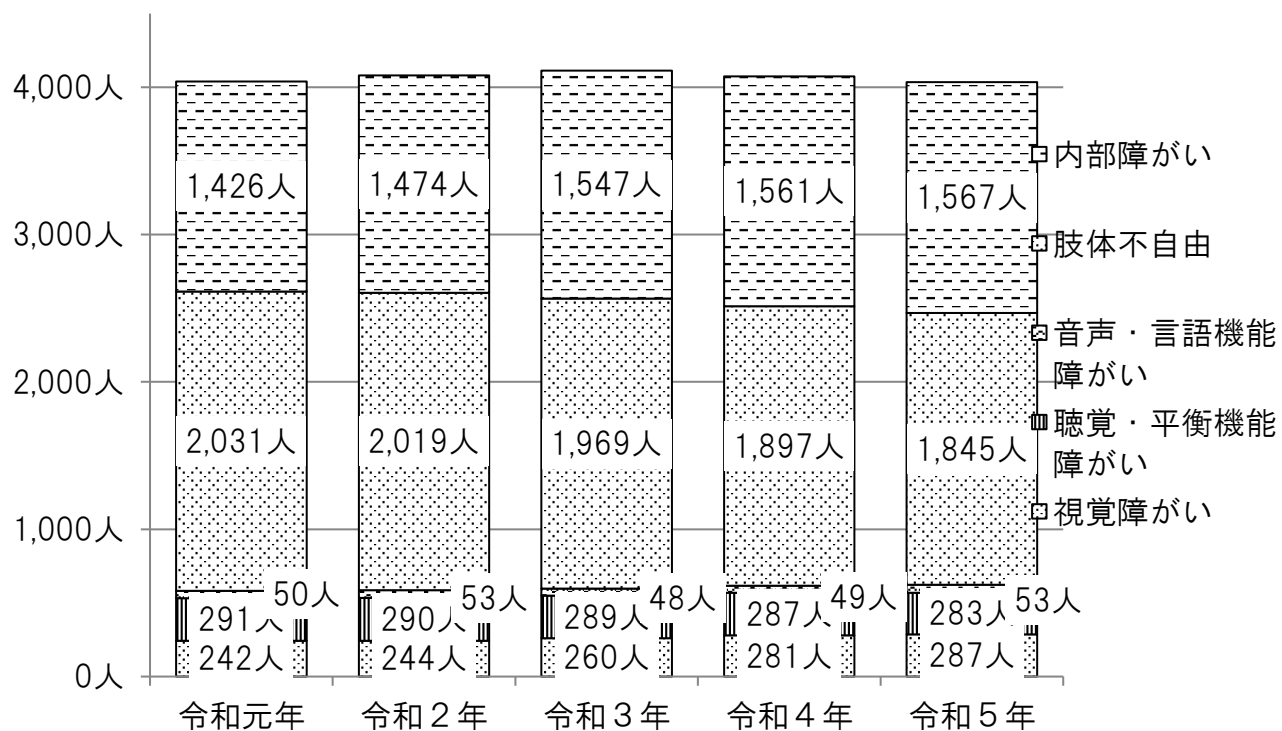
（上段:人、下段:%）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	1,542 38.1	1,555 38.1	1,575 38.2	1,548 37.9	1,534 38.0
2 級	573 14.1	577 14.1	581 14.1	556 13.6	552 13.6
3 級	655 16.2	647 15.8	635 15.4	627 15.3	632 15.6
4 級	917 22.6	936 22.9	951 23.1	966 23.7	935 23.1
5 級	183 4.5	188 4.6	196 4.7	199 4.8	206 5.1
6 級	170 4.2	177 4.3	175 4.2	179 4.3	176 4.3
合計	4,040	4,080	4,113	4,075	4,035

※各年4月1日現在、下段は合計に対する割合。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 1,845 人（全体の 45.7%）を占め、次いで内部障がい 1,567 人（同 38.8%）、視覚障がい 287 人（同 7.1%）、聴覚・平衡機能障がい 283 人（同 7.0%）、音声・言語機能障がい 53 人（同 1.3%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（上段:人、下段:%）

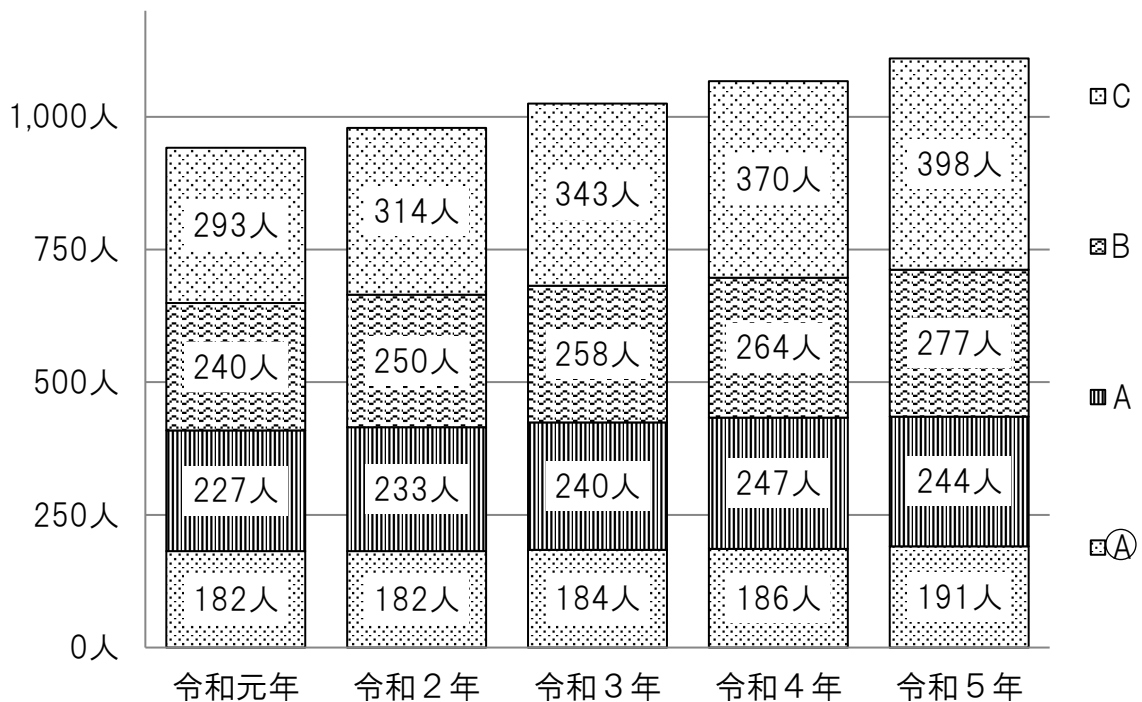
区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	242 5.9	244 5.9	260 6.3	281 6.8	287 7.1
聴覚・平衡機能障がい	291 7.2	290 7.1	289 7.0	287 7.0	283 7.0
音声・言語機能障がい	50 1.2	53 1.2	48 1.1	49 1.2	53 1.3
肢体不自由	2,031 50.2	2,019 49.4	1,969 47.8	1,897 46.5	1,845 45.7
内部障がい	1,426 35.2	1,474 36.1	1,547 37.6	1,561 38.3	1,567 38.8
合計	4,040	4,080	4,113	4,075	4,035

※各年4月1日現在、下段は合計に対する割合。

（３）知的障がい

知的障がいについてみると、令和５年４月１日現在の手帳所持者は 1,110 人となっています。手帳の等級別では、最重度の㊤が 191 人（全体の 17.2%）、重度の A が 244 人（同 21.9%）、中度の B が 277 人（同 24.9%）、軽度の C が 398 人（同 35.8%）となっています。令和元年と比較すると C の占める割合が多くなっています。

療育手帳所持者数の推移（等級別）



（上段:人、下段:%）

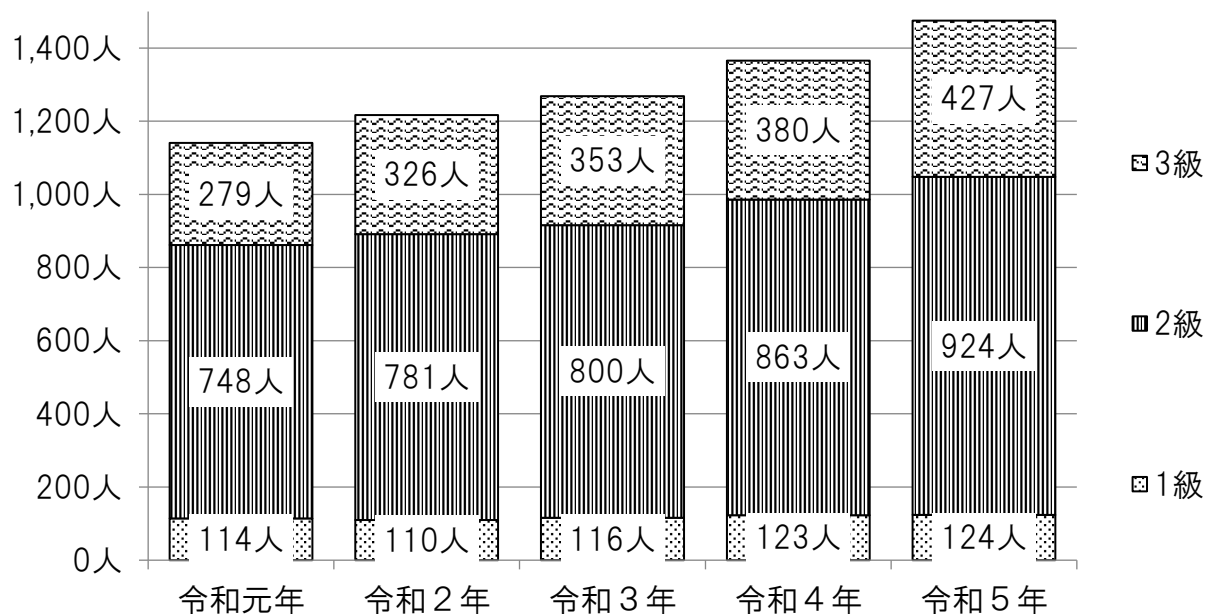
区分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
㊤	182 19.3	182 18.5	184 17.9	186 17.4	191 17.2
A	227 24.0	233 23.7	240 23.4	247 23.1	244 21.9
B	240 25.4	250 25.5	258 25.1	264 24.7	277 24.9
C	293 31.1	314 32.0	343 33.4	370 34.6	398 35.8
合計	942	979	1,025	1,067	1,110

※各年４月１日現在、下段は合計に対する割合。

（４）精神障がい

精神障がいについてみると、令和５年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,475 人となっています。手帳の等級別では、２級が 924 人（全体の 62.6％）で最も多く、３級が 427 人（同 28.9％）、１級が 124 人（同 8.4％）となっています。令和元年と比較すると３級の占める割合が多くなっています。等級が１級に近づくほど障がいの程度が重くなります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



（上段:人、下段:%）

区分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	114 9.9	110 9.0	116 9.1	123 9.0	124 8.4
２級	748 65.5	781 64.1	800 63.0	863 63.1	924 62.6
３級	279 24.4	326 26.7	353 27.8	380 27.8	427 28.9
合計	1,141	1,217	1,269	1,366	1,475
医療費負担利用者	2,204	2,311	2,625	2,604	2,647

※各年４月１日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度（精神通院医療）の利用者数。

※自立支援医療制度とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給するもの。

2 実態調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三郷市障がい者福祉に関する実態調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

調査実施概要

調査対象：令和5年7月現在で、三郷市が援護の実施機関である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者＜自立支援医療（精神通院医療）適用者、難病患者含む＞

調査方法：郵送法（郵送配布・郵送及び来所による回収）

調査期間：令和5年7月31日（月）～8月23日（水）＊8月23日までに投函を依頼

発送数：3,500票

回収結果：有効回収数1,644票、有効回収率47.0％

（１）本人について

〇年齢は、身体障がいでは「75歳以上」が5割を超えており、知的障がいでは「12歳～18歳」が18.3％、精神障がいでは「50歳～64歳」が29.3％を占めています。

＜年齢＞

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
0～5歳	1.0	0.6	3.5	0.0
6～11歳	3.2	0.6	16.5	0.4
12～18歳	3.9	0.6	18.3	2.7
19～29歳	4.8	0.7	16.9	8.9
30～39歳	6.2	1.6	14.1	16.6
40～49歳	9.3	3.6	15.5	26.3
50～64歳	15.2	13.3	10.6	29.3
65～74歳	17.9	25.1	2.8	7.3
75歳以上	37.4	53.1	1.1	7.3
無回答	1.0	0.8	0.7	1.2

単位：％

○普段の生活の中で何らかの介助や支援を必要とする割合は、身体障がいが54.7%、知的障がい87.7%、精神障がい71.8%となっています。

＜介助や支援の必要性＞

	単位：％			
	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
必要な介助や支援がある	62.5	54.7	87.7	71.8
必要な介助や支援は特にない	33.0	39.9	12.0	25.1
無回答	4.4	5.3	0.4	3.1

（２）保健・医療について

○現在受けている認定・診断内容は、身体障がい（42.3%）と精神障がい（39.0%）では、「これらの診断は受けていない」が最も多くなっており、次いで、「医療的なケアが必要」が2割台となっています。知的障がいでは、「発達障がい」が57.7%と最も多くなっています。

＜受けている認定・診断内容＞

	単位：％			
	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
医療的なケアが必要	22.9	26.0	7.0	29.7
指定難病	5.9	7.7	2.1	2.7
高次脳機能障がい	2.8	3.6	1.4	3.5
発達障がい	13.6	0.9	57.7	18.9
重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がいの重複)	7.9	10.2	8.1	1.9
強度行動障がい	1.4	1.3	2.8	0.8
これらの診断は受けていない	39.1	42.3	24.6	39.0
無回答	12.2	13.8	5.6	8.1

○必要な医療的なケアは、いずれの障がい区分においても「服薬管理」という回答が最も多くなっています。また、身体障がいでは、「透析」が24.7%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が16.6%と、他の障がい区分と比較して多くなっています。

＜必要な医療的なケア＞

単位：％

	全体 n=376	身体障害者 手帳 n=283	療育手帳 n=20	精神障害者 保健福祉手帳 n=77
気管切開の管理	3.7	4.9	0.0	0.0
人工呼吸器(レスピレーター)	0.8	1.1	0.0	0.0
吸入	2.7	3.5	0.0	0.0
吸引	6.1	8.1	0.0	1.3
胃ろう・腸ろう	7.2	9.5	0.0	1.3
鼻腔経管栄養	1.1	1.4	0.0	0.0
中心静脈栄養(IVH)	0.5	0.7	0.0	0.0
透析	18.9	24.7	5.0	1.3
カテーテル留置	5.9	7.1	10.0	0.0
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	12.8	16.6	0.0	1.3
服薬管理	42.6	35.7	85.0	61.0
その他	19.7	17.7	15.0	27.3
無回答	7.2	5.7	5.0	13.0

○医療機関受診の際に困ることは、いずれの障がい区分においても「特にない」が最も多くなっています。次いで、身体障がい（11.6％）と精神障がい（20.1％）では、「交通費の負担が大きい」となっており、知的障がいでは、「医療機関に関する情報が少ない」が14.4％となっています。

<医療機関受診の際に困ること>

	単位：％			
	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
通院するときに付き添いをしてくれる人がいない	4.9	4.0	6.3	6.9
医療機関が身近にない	8.3	6.9	11.3	13.5
かかりつけ医がみつけれない	3.2	1.9	8.1	3.9
気軽に往診を頼める医師がいない	5.2	4.5	8.1	6.6
歯科診療を受けられない	3.8	3.2	4.2	6.6
医療費の負担が大きい	8.6	8.3	3.9	15.1
交通費の負担が大きい	12.3	11.6	8.1	20.1
夜間や休日に対応してくれる所がない	5.8	3.0	10.9	13.1
医療機関に関する情報が少ない	7.5	5.2	14.4	12.0
その他	5.0	4.5	9.5	4.6
特にない	53.3	55.7	49.6	44.0
無回答	11.4	12.9	8.8	6.9

(3) 相談や情報入手について

○困ったときや、相談したいことがあったときの相談先は、いずれの障がい区分においても「家族・親族」が4割以上となっています。次いで、身体障がいでは、「ケアマネジャー」が23.6%、知的障がいでは、「市の福祉担当窓口」が21.8%、精神障がいでは、「病院等の医療機関」が34.0%となっています。

<相談先・相手>

単位:%

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
市の福祉担当窓口	17.8	17.3	21.8	17.0
障がい者就労支援センター	6.0	2.0	13.7	13.5
障がい者相談支援センター	6.9	3.6	17.3	10.4
児童発達支援センター	1.5	0.6	6.7	0.0
児童相談所	0.5	0.1	3.2	0.0
社会福祉協議会	1.2	1.7	0.7	0.8
民生委員・児童委員	1.5	1.7	0.7	0.4
障害者相談員	4.1	1.4	14.1	3.9
保育所(園)・幼稚園など	0.6	0.1	3.2	0.4
学校・教育相談室	3.3	0.7	15.5	1.9
障がい児通所施設	2.5	0.6	11.6	1.2
障がい者通所施設	4.3	1.5	17.3	4.2
入所先施設	5.2	5.7	6.7	3.1
病院等の医療機関	19.0	16.8	15.8	34.0
地域包括支援センター	5.4	6.9	2.1	2.3
ケアマネジャー	17.6	23.6	4.6	5.4
ホームヘルパー・ガイドヘルパー	2.6	2.9	1.4	3.1
家族・親族	44.5	43.3	45.4	49.8
友人・仲間・近所の人	13.6	10.9	18.0	20.5
障がい者団体	1.5	0.6	4.9	1.5
SNS	3.3	1.7	2.8	10.8
その他	4.9	3.2	8.8	9.3
相談する相手がいない	5.4	4.6	2.5	11.6
特に困っていることはない	11.4	14.5	3.5	4.2
無回答	4.4	5.4	1.8	1.2

〇市のサービス情報の入手先は、いずれの障がい区分においても「広報みさと」が最も多くなっています。次いで、身体障がい（20.0%）と知的障がい（26.8%）では、「家族・親族」となっており、精神障がいでは、「病院などの医療機関」が21.2%となっています。

＜市のサービス情報の入手先＞

	単位：％			
	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
広報みさと	44.6	50.3	34.5	34.0
障がい福祉ガイドブック	4.6	4.0	7.7	4.2
SNS	4.9	3.4	7.4	8.1
障がい者就労支援施設等事業所ガイドブック	1.1	0.3	2.8	2.7
市役所の窓口	12.2	10.5	14.8	17.8
市のホームページ(手話動画含む)	10.5	10.3	7.0	15.1
障がい者相談支援センター	7.8	4.8	14.1	15.1
児童相談所などの県の機関	0.2	0.0	1.1	0.0
社会福祉協議会	2.1	2.3	2.8	1.5
民生委員・児童委員	1.2	1.3	0.7	0.8
障害者相談員	3.3	1.6	10.2	4.2
学校や保育所(園)・幼稚園など	2.9	0.6	14.1	0.8
障がい者団体	2.1	0.9	8.1	1.9
病院などの医療機関	16.2	18.2	7.4	21.2
ケアマネジャー	14.7	19.7	4.2	6.2
施設や作業所の職員・スタッフ	7.8	4.1	24.3	7.3
ボランティア	0.3	0.3	0.7	0.4
ホームヘルパー・ガイドヘルパー	2.2	2.6	1.8	2.3
家族・親族	20.6	20.0	26.8	17.8
友人・仲間・近所の人	12.3	11.8	19.0	8.5
市以外のホームページ	1.9	1.4	0.7	5.0
マスメディア(新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど)	7.3	9.0	3.9	3.9
その他	2.9	2.8	3.5	3.9
情報を得るところがない	6.8	5.6	7.4	11.2
無回答	5.7	6.3	4.6	2.7

○市の生活支援に関するサービスの情報が《得られている》（「十分得られている」と「必要なものは得られている」の計）は、身体障がいが47.7%、知的障がいが42.2%、精神障がいが37.1%となっています。一方、《得られていない》（「あまり得られていない」と「まったく得られていない」の計）は、精神障がい、4割以上となっています。

＜市のサービス情報の充足度＞

単位：％

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
十分得られている	8.2	9.1	5.6	5.8
必要なものは得られている	<u>36.8</u>	<u>38.6</u>	<u>36.6</u>	<u>31.3</u>
あまり得られていない	21.0	18.4	23.9	29.3
まったく得られていない	7.3	6.7	6.3	11.2
どちらともいえない	21.8	21.9	22.9	21.2
無回答	4.9	5.4	4.6	1.2

(4) 通園・通学について

○通園・通学する上で困っていることは、身体障がい(33.3%)と知的障がい(40.6%)では、「特に問題はない」が最も多くなっており、精神障がいでは、「障がいに応じた授業のサポートが不十分」が55.6%と最も多くなっています。

<通園・通学する上で困っていること>

	単位: %			
	全体 n=121	身体障害者 手帳 n=15	療育手帳 n=101	精神障害者 保健福祉手帳 n=9
通うのが大変	21.5	26.7	21.8	22.2
障がいに応じた授業のサポートが不十分	19.0	13.3	17.8	55.6
段差やトイレなどの設備が不十分	0.8	0.0	1.0	0.0
園内・校内での介助が不十分	3.3	20.0	1.0	0.0
生徒や職員の障がいへの理解が不十分	14.0	20.0	13.9	33.3
受け入れてくれる学校の数が少ない	7.4	20.0	6.9	0.0
普通学級に入れない	4.1	0.0	3.0	22.2
教育や療育に関する情報が少ない	19.8	13.3	21.8	11.1
家族への支援が少ない	10.7	6.7	11.9	0.0
学校以外の相談先がない	9.9	20.0	8.9	0.0
その他	9.9	6.7	9.9	11.1
特に問題はない	38.8	33.3	40.6	22.2
無回答	3.3	0.0	3.0	0.0

(5) 就労について

○働く際に必要な支援は、いずれの障がい区分においても「仕事内容を調整してくれる支援」が最も多くなっています。次いで、身体障がい(29.2%)と精神障がい(39.7%)では、「ご本人に合った仕事を見つけるための支援」となっており、知的障がいでは、「障がい特性を理解し、コミュニケーション方法についてきちんと説明してくれる支援」が38.5%となっています。

＜働く際に必要な支援＞

単位：%

	全体 n=161	身体障害者 手帳 n=65	療育手帳 n=39	精神障害者 保健福祉手帳 n=58
仕事内容を調整してくれる支援(障がいに合った仕事内容、勤務日数や時間など)	53.4	44.6	48.7	67.2
職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる支援	23.6	20.0	20.5	25.9
就労や生活に関する相談先がある	18.6	7.7	12.8	31.0
仕事に役立つ講習を受けるための支援(ビジネスマナーやパソコン操作など)	6.2	6.2	2.6	10.3
ご本人に合った仕事を見つけるための支援(仕事探しや会社訪問への同行など)	34.2	29.2	35.9	39.7
疾患や障がいの特性に合った職業訓練を受けるための支援	8.1	10.8	10.3	3.4
疾患や障がいのある人向けの求人情報の提供	21.1	21.5	15.4	27.6
就労先に出向いて来て、直接、作業のやり方について指導してくれる支援	11.2	3.1	15.4	15.5
障がい特性を理解し、コミュニケーション方法についてきちんと説明してくれる支援	16.1	6.2	38.5	12.1
その他	3.1	4.6	2.6	1.7
わからない	12.4	12.3	12.8	10.3
特にない	7.5	12.3	7.7	3.4
無回答	6.2	12.3	5.1	1.7

(6) 外出について

○1週間の外出頻度は、身体障がい（45.2%）と精神障がい（49.0%）では、「1週間に数回外出する」が最も多くなっており、次いで、「毎日外出する」が2割台となっています。知的障がいでは、「毎日外出する」が59.2%と最も多くなっています。

< 1週間の外出頻度 >

	単位: %			
	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
毎日外出する	 30.6	 24.4	 59.2	 27.8
1週間に数回外出する	 43.1	 45.2	 30.6	 49.0
めったに外出しない	 15.5	 17.2	 6.3	 17.4
まったく外出しない	 6.4	 7.9	 1.8	 3.9
無回答	 4.4	 5.3	 2.1	 1.9

(7) 療育等について

○障がい児のための施策等で充実が必要なことは、身体障がい（45.0%）と精神障がい（87.5%）では、「専門的な相談体制」が最も多くなっています。知的障がいでは、「放課後や休日などの居場所づくり」が56.0%と最も多くなっています。

< 障がい児のための施策等で充実が必要なこと >

	単位: %			
	全体 n=133	身体障害者 手帳 n=20	療育手帳 n=109	精神障害者 保健福祉手帳 n=8
発育・発達上の課題の早期発見・診断	 27.1	 35.0	 26.6	 12.5
専門的な相談体制	 51.9	 45.0	 50.5	 87.5
障がい児通所施設の整備	 31.6	 35.0	 32.1	 12.5
保育所(園)や幼稚園などでの障がい児保育・教育の充実	 24.1	 25.0	 24.8	 12.5
小・中学校、高等学校での教育機会の拡充	 39.1	 25.0	 41.3	 62.5
通学・通園時の介助・付き添い	 23.3	 40.0	 21.1	 25.0
放課後や休日などの居場所づくり	 51.9	 30.0	 56.0	 50.0
その他	 9.8	 5.0	 9.2	 25.0
無回答	 3.8	 0.0	 4.6	 0.0

（８）災害時の対応について

○家族の不在又は一人暮らしの場合で、災害時に一人で避難「できない」との回答は、身体障がいが22.4%、知的障がいが22.5%、精神障がいが10.0%となっています。

＜災害時の一人での避難＞

単位：％

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
できる	40.3	40.3	35.2	46.3
できない	20.4	22.4	22.5	10.0
わからない	31.1	28.0	38.4	38.2
無回答	8.1	9.3	3.9	5.4

○災害時にご本人を助けてくれる人が近所に「いない」との回答は、身体障がいが27.7%、知的障がいが30.1%、精神障がいが36.0%となっています。

＜災害時の避難支援者の有無＞

単位：％

	全体 n=848	身体障害者 手帳 n=549	療育手帳 n=173	精神障害者 保健福祉手帳 n=125
いる	30.3	31.7	27.2	28.8
いない	29.2	27.7	30.1	36.0
わからない	35.1	34.2	39.9	30.4
無回答	5.3	6.4	2.9	4.8

(9) サービスの利用等について

○障害福祉サービスを「利用している」という回答は、知的障がい者が63.4%と最も多くなっています。身体障がいと精神障がいでは、「利用していない」という回答が6割以上となっており、「利用している」を上回っています。

＜障害福祉サービスの利用状況＞

単位：％

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
利用している	 29.7	 23.1	 63.4	 24.7
わからない	 6.8	 6.8	 4.2	 9.3
利用していない	 55.7	 61.2	 29.2	 62.2
無回答	 7.8	 8.8	 3.2	 3.9

○障害福祉サービスの利用の際に困ったり、不便だと思うことは、身体障がい（35.5%）と精神障がい（50.2%）においては、「何が利用できるのかわからない」が最も多くなっており、知的障がいでは、「特にない」が26.8%と最も多くなっています。

＜サービスを利用する際に不便なこと＞

単位：%

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
何が利用できるのかわからない	 35.9	 35.5	 25.4	 50.2
サービスの利用方法がわからない	 3.0	 2.7	 2.5	 4.6
利用したいサービス・事業所がない	 1.8	 0.8	 4.9	 2.3
利用できる回数や日数が少ない	 3.8	 3.0	 8.8	 2.7
サービスを利用するための手続きが大変	 10.2	 7.0	 18.7	 16.6
事業所の担当者が代わってしまう	 2.4	 1.2	 6.0	 4.2
自分に合う事業所が見つからない	 4.3	 1.8	 11.3	 7.3
他人を家に入れることに抵抗がある	 7.7	 6.4	 6.0	 17.0
引き受けてくれる事業所が見つからない	 2.4	 1.6	 7.7	 0.8
経済的負担が大きい	 10.2	 8.5	 11.3	 18.1
サービスの質に問題がある	 2.7	 1.9	 6.0	 2.3
定員に空きがない	 3.8	 1.5	 17.3	 0.8
特にない	 30.6	 32.4	 26.8	 23.6
その他	 3.4	 2.5	 8.1	 3.5
無回答	 13.4	 16.5	 7.7	 5.4

(10) 権利擁護等について

○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが《ある》(「ある」と「少しある」の計)は、身体障がいが23.4%、知的障がいが68.3%、精神障がいが50.1%となっています。

＜差別された経験＞

	単位: %			
	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
ある	18.2	10.6	40.5	29.3
少しある	16.4	12.8	27.8	20.8
ない	57.5	67.6	28.2	45.9
無回答	7.8	9.1	3.5	3.9

○障がい者に対する理解を深めるために今後力を入れるべきことは、知的障がいでは「小・中学校での交流・共同学習を充実させる」が34.5%、「ボランティアを育てる」が32.0%、「障がい者本人が積極的にまちに出て、人との関わりを持つ」が31.0%、「スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて地域の人々と交流する」が30.6%、「福祉施設を地域に開かれたものにする」が28.5%と、他の障がい区分と比較して多くなっています。

＜障がい者理解を深めるために重要なこと＞

	単位: %			
	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて地域の人々と交流する	21.1	19.7	30.6	17.0
「障害者の日」などのイベントを充実させる	9.6	9.4	12.7	8.9
福祉講座や講演会などを開く	12.2	10.8	12.3	17.8
福祉施設を地域に開かれたものにする	21.7	19.9	28.5	22.8
小・中学校での交流・共同学習を充実させる	15.7	11.6	34.5	13.5
障がい者の活動を積極的にアピールする	15.9	12.8	25.4	20.1
ボランティアを育てる	21.9	19.7	32.0	19.7
障がい者本人が積極的にまちに出て、人との関わりを持つ	25.4	24.3	31.0	24.7
その他	10.8	9.6	11.3	15.8
無回答	24.0	29.2	8.8	15.8

(11) 将来の暮らしについて

○将来の暮らしの希望では、いずれの障がい区分においても「自宅で暮らしたい（家族やパートナーと）」が最も多くなっています。

< 将来の生活場所 >

単位：％

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
自宅で暮らしたい(家族やパートナーと)	51.0	53.8	35.6	55.6
自宅で暮らしたい(一人暮らし)	11.0	10.7	8.1	16.2
障がい者のグループホームを利用したい (1年以内を希望)	0.5	0.2	1.4	0.8
障がい者のグループホームを利用したい (3年以内を希望)	0.2	0.0	1.4	0.0
障がい者のグループホームを利用したい (将来的な希望)	3.5	1.4	14.8	1.9
障がい者の入所施設を利用したい (1年以内を希望)	0.4	0.5	1.1	0.0
障がい者の入所施設を利用したい (3年以内を希望)	0.2	0.1	0.0	0.8
障がい者の入所施設を利用したい (将来的な希望)	2.6	1.8	7.4	1.2
高齢者のグループホームを利用したい	0.6	0.6	1.1	0.4
高齢者の入所施設を利用したい	5.7	7.0	1.8	3.5
わからない	14.5	13.6	17.6	14.3
その他	2.1	2.1	2.5	2.3
無回答	7.7	8.4	7.4	3.1

○将来にわたり地域で生活するためにあればよいと思う支援は、いずれの障がい区分においても「経済的な負担軽減のための支援」が最も多くなっています。次いで、身体障がいでは、「在宅で医療ケアなどを適切に受けるための支援」が42.3%、知的障がいでは、「就労する（就労し続ける）ための支援」が47.9%、精神障がいでは、「相談対応等の充実」が41.3%となっています。

＜地域生活を続けていくために必要なこと＞

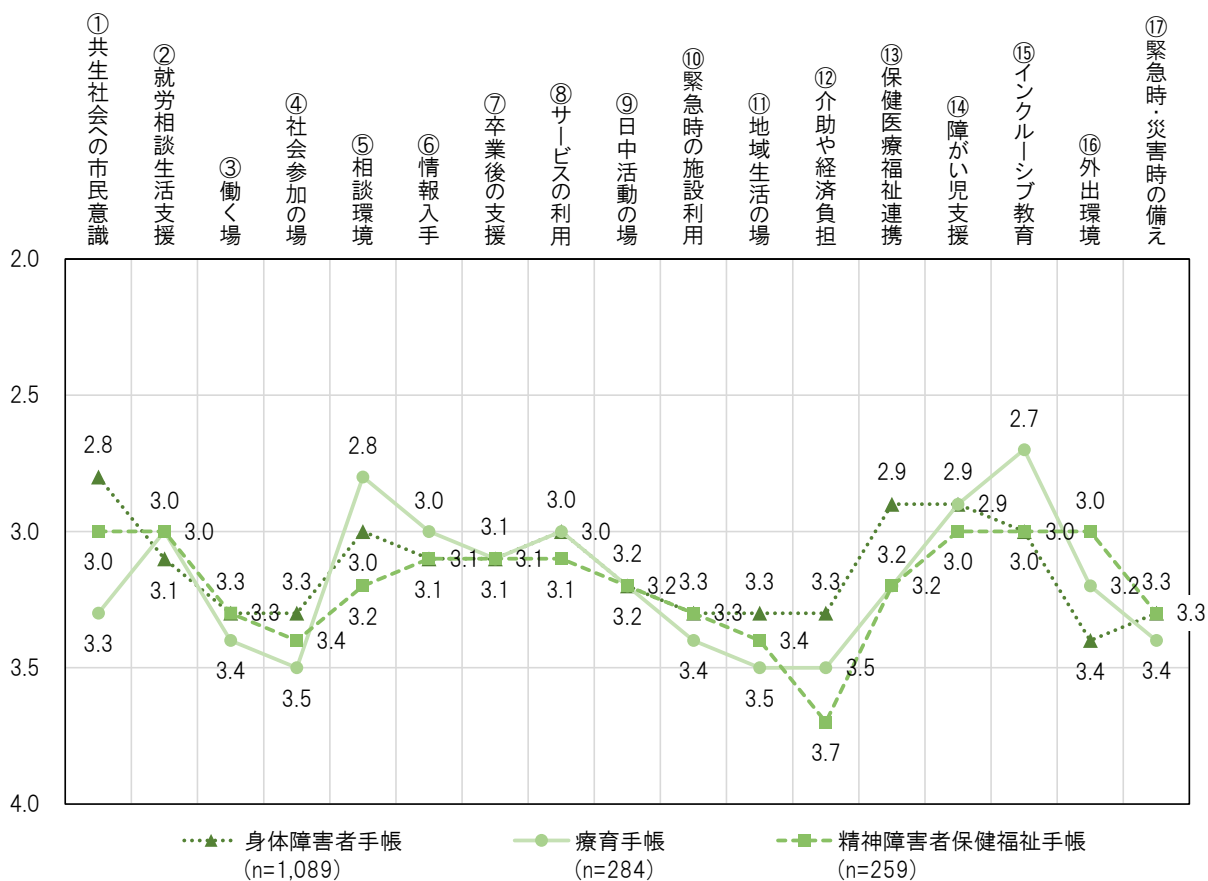
単位：%

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
在宅で医療ケアなどを適切に受けるための支援	 35.5	 42.3	 16.9	 29.7
障がい者に適した住居の確保のための支援	 27.9	 23.3	 45.1	 33.6
必要な在宅サービスを適切に利用するための支援	 32.2	 33.9	 33.1	 27.4
生活訓練等の充実のための支援	 12.7	 7.3	 34.5	 12.4
就労する（就労し続ける）ための支援	 20.7	 9.8	 47.9	 38.6
経済的な負担の軽減のための支援	 48.5	 43.4	 56.0	 64.1
情報の取得利用やコミュニケーションについての支援	 20.7	 15.8	 36.3	 23.6
相談対応等の充実	 27.1	 21.2	 38.7	 41.3
地域住民等の理解	 17.2	 11.8	 37.0	 19.3
その他	 3.7	 3.4	 5.3	 4.6
無回答	 11.6	 14.4	 3.9	 4.6

(12) 施策の評価について

〇市の現在の福祉のまちづくりにおいて「進んでいると思う」を1、「進んでいるとは思わない」を5とし、5段階で評価した結果、身体障がいでは、「⑯外出環境」、知的障がいでは、「④社会参加の場」、「⑪地域生活の場」、「⑫介助や経済負担」、精神障がいでは、「⑫介助や経済負担」の評価が低くなっています。

＜施策の評価＞



○総合的に見て、障がい者にとって暮らしやすいまちであるかについての評価では、《暮らしやすい》（「暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」の計）は、身体障がい者が33.5%、知的障がい者が30.6%、精神障がい者が32.8%となっています。いずれの障がい区分においても「どちらともいえない」という回答が4割を越え、最も多くなっています。

＜障がい者にとっての暮らしやすさ＞

単位：％

	全体 n=1,644	身体障害者 手帳 n=1,089	療育手帳 n=284	精神障害者 保健福祉手帳 n=259
暮らしやすい	 9.0	 8.7	 10.2	 7.7
どちらかという暮らしやすい	 24.2	 24.8	 20.4	 25.1
どちらともいえない	 43.2	 43.0	 43.7	 45.6
どちらかという暮らしにくい	 11.2	 10.0	 15.1	 12.7
暮らしにくい	 5.2	 4.7	 6.3	 6.6
無回答	 7.2	 8.8	 4.2	 2.3

3 ヒアリング調査の結果

障がい者に関わる事業所、関係団体等を対象として、ヒアリング調査を行いました。ヒアリング調査では以下のような課題が挙げられました。

ヒアリング調査実施概要

調査対象：居宅介護、移動支援、就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所、地域活動支援センター、医療機関、介護関係機関、関係団体など

調査期間：令和5年8月16日（水）～ 令和5年9月11日（月）

（1）サービス利用者への対応に関する課題

- 地域において、役割を担えるようになってもらいたい。
- 障がい児通所事業所の不足により、利用者や地域のニーズに答えられない。
- 生まれてから亡くなるまで、地域で一貫した支援体制の実現。
- 行動障がいなどがある方の外出支援を拡充するため、意思疎通支援の普及。
- ご家族・本人・支援者の意向が合致しない場合の対応。

（2）職員に関する課題

- 人材の不足。特に若い人材の不足。
- 人材の育成、支援内容の質の確保・向上。
- 専門的な知識及び経験（高次脳機能障がい・医療的ケア児・精神障がい・強度行動障がい・若年層の就労支援など）を持った人材の確保。

（3）運営に関する課題

- 報酬の単価の低さにより、事業拡大のしづらさ。請求事務の煩雑さ。

（4）他事業所・関係機関との連携に関する課題

- 利用者の高齢化に伴い、8050・9060問題に直面することが増えてきている。介護分野と障がい分野の事業所が日頃から交流できる場が少なく、連携に困難さを抱えている。
- 医療的ケアを必要とする児童が地域で生活するため、関係機関等との協議の場や支援体制の構築。

（5）行政との連携に関する課題

- 障害者手帳を取得するまでの支援に困難さを感じている。
- 災害発生時のマニュアルなどを策定しているものの、災害の発生状況によっては事業所だけでは判断に苦慮する事案も増えてきている。
- 避難所体験の場、避難所における情報の確保（アイドラゴンの設置等）。
- 様々な申請や請求手続きのオンライン化。
- 育児の悩み、生きづらさや悩みを気軽に相談できる場の設置や相談機関のわかりやすい提示。

4 施策の実施状況

(1) 施策の取り組み状況

前計画期間中（令和3年度～令和5年度）においては、主に以下の施策に取り組んできました。

前計画の取り組み①「自立と社会参加の支援体制づくり」

障がい者差別の解消に向けた啓発活動や地域において共に参加する機会の充実、雇用・就労への支援など、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

- 障がいの有無に関わらず、対等な立場で相互に尊重し合い、多様なかたちで参加・貢献できる社会（共生社会）となるよう、また、誰もが安心して地域で暮らせるようになるため、「心のバリアフリー」の啓発に努めました。
- 障がい者差別解消に向けて、「三郷市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、制度理解や事例共有などを行いました。また、庁内では、新規採用職員と係長級職員を対象に障害者差別解消法についての研修を行いました。
- 障害者優先調達推進法を踏まえた「三郷市障がい者就労施設等優先調達方針」を毎年策定し、率先して障がい者就労施設等から物品及び役務の調達が推進されるよう、全庁的に取り組みました。
- 就労支援に関しては、障がい者就労支援センターが中心となり、職業相談、就職準備、職場開拓、実習の支援等を実施しました。また、事業主側の視点に立った雇用に関する支援も実施しました。また、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労系事業所などの関係機関とのネットワークを維持し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めてきました。
- 高次脳機能障がいや若年性認知症、難病患者等が必要な介護保険サービスと障害福祉サービスが受けられるように、関係機関や介護保険担当課との協力体制の確立と情報の共有に努めました。
- 「障がい者スポーツ」や「障がい者芸術展」等の催し物の他に、障がい者が参加しやすい市民講座・レクリエーション事業の充実に努めました。
- 障がい福祉ガイドブック、障がい者就労支援施設等事業所ガイドブック、パンフレット、市ホームページ等により、事業やサービス、施設、就労等の利用についての情報提供に努めました。
- 聴覚障がいについての理解を促進するセミナーの開催、三郷市障がい者地域生活支援協議会の専門部会が企画する研修会を継続し、市民や施設職員が、障がいの理解や制度理解を深められる場を設けました。
- 更生訓練費の支給により、就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練を利用する障がい者の働く意欲につなげることができました。

前計画の取り組み②「地域生活の支援基盤づくり」

障害福祉サービスの質の向上とともに、障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、手話が使用しやすい環境づくりなど、地域生活を支える基盤を整備します。

- 2か所目の障がい福祉相談支援センターを設置しました。障がいに関する相談支援を窓口・電話・訪問により実施し、処遇困難なケースも効果的に支援を実施しています。また、課題の複雑化、多問題化を踏まえ、関係機関や庁内関係部署とも連携し、相談者の家庭環境、背景などに考慮した対応を行っていました。
- 相談支援体制の強化を目的に、既存の計画相談事業所間の連携、相談支援事業所によるスーパーバイズの実施などを行いました。併せて、基幹相談支援センター設置に向けた検討を継続しました。
- 介護保険対象者の障害福祉サービス利用の相談も増えています。機械的に介護保険への移行とならないように、障がいの状態に配慮した対応を行いました。また、障害福祉サービスや地域生活支援事業を、進行性難病や高次脳機能障がいのあるかたなどにも提供してきました。
- 在宅サービスの提供（補装具や配食サービスなど）、各種医療費の助成や補助（重度心身障害者医療費の現物給付など）を継続し、生活の質の向上と経済的負担軽減に向けた支援を行いました。また、情報保障の観点からは、拡大読書器の給付、手話通訳者等の育成、手話通訳者・要約筆記者派遣事業などを行いました。
- 障害者差別解消法の啓発のため、市職員に対して、障がいの理解と法律の理解を促進する研修を行いました。
- 「三郷市こころつながる手話言語条例」啓発のためのパンフレットを改訂するとともに、デジタルサイネージを活用した啓発を行いました。また、市民に手話を親しんでもらうための聴覚障がい理解促進セミナーを開催しました。併せて、広報みさとの記事を手話動画として市のホームページに掲載する取り組みをはじめました。手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループを準備し、誰もが気軽に市主催の講演会等に参加できるようになりました。
- 障がいのある人の重度化・高齢化と、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備事業を開始するとともに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を重ねてきました。
- 重症心身障がいや医療的なケアを必要とする児童が利用できる障害児通所事業所の拡充に努めました。また、障がい者が利用する日中活動系サービス事業所や共同生活援助事業所、短期入所など必要とされるサービス提供事業所の拡充が図られました。

前計画の取り組み③「教育体制づくり」

「インクルーシブ教育」の推進とともに、乳幼児期の療育支援から幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を構築・確立します。

- 保健医療分野では、発達の遅れ等の二次相談の発達支援相談事業、障がいの早期発見の支援を行う母子保健指導体制の充実を図ってきました。
- 障がい児支援としては、障がい児通所訓練・療育指導、相談、保護者の相談支援等をしいのみ学園、子ども発達支援センター、教育委員会で連携をとりながら実施してきました。また、「ペアレント・プログラム」をしいのみ学園で開始しました。
- 保育に関しては、障がいの有無に関わらず、共に育つことができるよう統合保育を実施しています。教育面では、就学相談や教育相談による就学、学業、進路等についての相談を実施してきました。
- 障がいの内容、種類、特性など、障がい福祉に関する市民の理解を深めるため、情報提供等周知を行いました。
- 重症心身障がいや医療的なケアを必要とする児童が利用できる障害児通所事業所の拡充が図られました。

前計画の取り組み④「安心して暮らせるまちづくり」

建物・道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めます。また、消費者保護や災害時の避難支援の取り組みの強化などを進めます。

- 交通機関のバリアフリー化の推進、バス交通網整備、低床バス導入促進についての要望等、事業者との協議を実施し、改善に努めてきました。また、障がい者を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や点字ブロック設置について改修を推進しています。
- 障がい者の住環境の整備として、重度障害者居宅改善整備費用の補助、住宅改修給付事業を行いました。
- 災害時の安全確保に向けて、「三郷市地域防災計画」の推進、「避難行動要支援者支援制度」の整備を進めました。
- 新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防と感染拡大を踏まえた支援（ワクチン接種、サービス提供事業所への支援など）を行いました。また、手話通訳業務にICT（情報通信技術）を取り入れ、タブレット端末を活用した遠隔手話を開始しました。
- 市有施設等のトイレについて、ユニバーサルシートの設置やオストメイト対応の多機能化を進めてきました。市内にインクルーシブ広場を開園しました。

(2) 障害福祉サービスの実施状況

前計画の障害福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定特定相談支援）

（1か月あたり）

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	人	210	215	210	220	230	97.7%
生活介護	人	163	151	165	180	195	83.8%
自立訓練（機能訓練）	人	2	2	3	4	5	50.0%
自立訓練（生活訓練）	人	3	6	5	6	6	100.0%
就労移行支援	人	50	64	70	70	70	91.4%
就労継続支援（A型）	人	79	93	73	76	80	122.3%
就労継続支援（B型）	人	135	185	123	120	117	154.1%
就労定着支援	人	15	18	14	16	18	112.5%
療養介護	人	23	23	21	22	23	104.5%
短期入所（福祉型）	人	30	37	36	38	40	97.3%
短期入所（医療型）	人	4	3	5	5	5	60.0%
自立生活援助	人	2	2	0	2	5	100.0%
共同生活援助（グループホーム）	人	142	158	115	120	125	131.6%
施設入所支援	人	79	75	95	100	105	75.0%
計画相談支援	人	803	860	755	760	765	113.1%
地域移行支援	人	0	0	3	3	3	0.0%
地域定着支援	人	0	0	3	3	3	0.0%
児童発達支援	人	177	209	132	134	136	155.9%
医療型児童発達支援	人	0	0	2	3	5	0.0%
放課後等デイサービス	人	308	332	290	300	310	110.6%
保育所等訪問支援	人	0	1	3	4	5	25.0%
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	2	3	5	0.0%
障害児相談支援	人	242	267	260	270	280	98.8%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	1	2	2	100.0%

② 地域生活支援事業

(年あたり)

サービス種別		単位	実績値		計画値			対計画
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	—
自発的活動支援事業		有無	有	有	有	有	有	—
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	100.0%
	基幹型相談支援センター	有無	無	無	有	有	有	—
	基幹型相談支援センター等相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	—
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	有	有	—
成年後見制度利用支援事業		件	7	12	26	28	30	42.8%
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	有	有	有	—
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	人	662	792	900	950	1,000	83.3%
	手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	100.0%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	6	5	20	25	30	20.0%
	自立生活支援用具	件	15	20	12	14	16	142.8%
	在宅療養等支援用具	件	16	13	23	24	25	54.1%
	情報・意思疎通支援用具	件	15	13	20	25	30	52.0%
	排泄管理支援用具 (月間件数)	件	244	289	290	300	310	96.3%
	居宅生活動作補助用具	件	1	1	5	5	5	20.0%
手話奉仕員養成研修事業		人	11	13	15	15	15	86.6%
移動支援事業		人	210	231	260	265	270	87.1%
地域活動支援センター (市内)		箇所	4	3	4	4	4	75.0%
地域活動支援センター (市外)		箇所	4	3	4	3	3	100.0%
訪問入浴サービス		人	20	20	23	24	25	83.3%
更生訓練費		人	91	115	115	120	125	95.8%

5 取り組むべき主な課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取り組むべき課題も浮かび上がってきています。

1. 取り組むべき課題（要旨）

① 共生社会の実現に向けた障がい理解の促進

障がいの有無に関わらず誰もが安心して地域で暮らせるように「心のバリアフリー」の啓発を継続することが必要です。具体的には、障がい者差別の解消や障がい者虐待防止の取組、障がいの理解促進、医療的ケア児支援を含むインクルーシブを念頭に置いた支援体制の構築が挙げられ、また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた障がい者の情報取得・利用を意識した環境整備も必要です。

② 地域生活支援拠点等整備事業の着実な進展

障がいの重度化・高齢化、また「親亡き後」を見据え、生まれてから亡くなるまで、住み慣れた地域で希望する生活が送れるようソフト面とハード面双方の体制構築を進める必要があります。具体的には、緊急時の受け入れ先となる短期入所の拡充、行動障がいや身体障がい、医療的なケアを必要とする方のための通所先や生活の場（グループホーム等）の拡充が必要です。また、地域全体で支える視点から、サービス提供事業所や関係機関等との「つながり」を強化していく必要があります。

③ 支援の軸となる相談支援体制の更なる強化

支援の窓口となる「相談支援」を、今以上に充実させる必要があります。8050問題、多問題世帯などに加え、ひきこもりやケアラー支援など、支援する対象は拡大しています。具体的には、相談支援を担う事業の拡充は喫緊の課題であり、併せて、相談支援に関わる人材育成も行う必要があります。また、相談支援体制の軸となる「基幹相談支援センター」の設置が求められます。

④ 障がい児への支援体制の構築

医療的ケア児や重症心身障がい児支援については、既存のサービスだけでは賄えない課題があります。インクルーシブや合理的配慮の視点からの要望、共働き世帯からの要望は個別的であり、ニーズに即した社会資源の開発を検討だけではなく具体化していく必要があります。

2. 取り組むべき課題（個別）

1 自立と社会参加の支援について

- 地域のあらゆる市民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、引き続き包括的な支援体制の推進に取り組む必要があります。
- 社会参加を支える取り組みとして、「障がい者スポーツ」や「障がい者芸術展」等の催し物の他に、障がい者が参加しやすい市民講座・レクリエーション事業を充実し、障がいのある人もない人も同じステージで参加できる機会を増やしていく必要があります。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で暮らせるようになるため、引き続き「心のバリアフリー」への理解を深めていく必要があります。
- 障がい者虐待の防止に向けた啓発を継続するとともに、早期発見・早期対応の取り組みが必要です。また、「ケアラー・ヤングケアラーへの支援」を社会問題として認識し、その理解を深めるとともに、適切な介入が求められます。
- 障がい者の意思決定支援の推進と、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実が必要です。
- 障がい者差別の解消に向けて、企業や市民に対して継続した周知啓発を行うことが必要であり、「三郷市障がい者差別解消地域支援協議会」にて法律の理解や啓発、事例の共有を行うとともに、相談体制の構築が求められます。
- 障害者優先調達推進法の周知強化と「三郷市障がい者就労施設等優先調達方針」を踏まえた物品等の調達を、より一層進める必要があります。とくに、定期的かつ継続的な発注につながる、役務等の開拓等を増やすことが課題です。
- 就労支援について、一人ひとりの希望に応じた就職を実現するために、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークが不可欠です。支援に際しては、病状や障がい特性、家庭環境を理解した上での助言など、単に就労という面に関してだけではなく、多くは生活上の支援の必要性が密接に関わっております。そのため、障がい者のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行うには、各機関の適切な役割分担など、関係機関との継続した連携の充実が必要です。
- それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備するため、就労移行支援事業及び就労定着支援事業などの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行とその定着を進めることが必要です。
- 高次脳機能障がいや若年性認知症、難病患者等が必要な介護保険サービスや障害福祉サービスなどが受けられるように、医療機関や介護保険担当課などとの連携を、維持・促進していく必要があります。

2 地域生活の支援基盤について

- 障がいのある人の重度化・高齢化と、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備を継続し、相談支援体制の強化や緊急時の受け入れ先となる短期入所などの拡充を進める必要があります。また、定期的に評価と検討を行う必要があります。
- 施設入所者や入院患者の地域生活への移行や定着だけでなく、現に市内で生活する障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするためのサービス提供体制の充実が必要です。併せて、本人が望む生活の実現に必要なサービスの充実も求められます。市のニーズを踏まえた、必要とされるサービス事業所が開設されるよう取り組む必要があります。
- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。市の状況を踏まえた支援体制構築に向けた検討を継続する必要があります。
- 社会資源の適切な利用のため、計画相談支援事業所の拡充が必要です。また、相談支援体制の強化・充実のために、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う「基幹相談支援センター」の設置が必要です。
- 潜在化した困難事例や新たな課題に対応するため、アウトリーチの手法等が必要となっています。障がい福祉課、障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所との連携を密にし、相談事例の共有と解決に努める必要があります。その取り組みの中で、市職員も含め、相談支援に携わる者のスキル向上を図る必要があります。
- 高度化、多様化するニーズや課題への適切な対応、高次脳機能障がいや強度行動障がいを有する方、難病患者などに対する支援体制の充実が必要です。重層的支援体制整備事業の活用も含めて、包括的な体制整備を進めていく必要があります。また、医療・保健・介護など関係機関等との連携に努める必要があります。
- 権利擁護を推進するとともに、障がい者への差別の解消、虐待防止に関する更なる周知、啓発が必要です。併せて、サービス提供事業所などの質の確保に向けた取り組みが必要です。
- 本市の障がい福祉施策については、「三郷市障がい者地域生活支援協議会」において課題の整理や進捗管理を行うことにより、当事者のみならず障がい福祉に関わる団体や事業者などと共有し進めていく必要があります。
- 将来にわたって安定的にサービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・定着が課題です。

3 療育支援や教育体制について

- 地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からの参加・包容（インクルージョン）を推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊びなどを通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるような環境づくりが必要です。
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携を継続し、成長段階に応じて適切な相談対応やサービス提供を行う体制整備が必要です。
- 重症心身障がい及び医療的ケアを必要とする児童、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する児童については、家族支援も含めて引き続き支援体制を整備する必要があります。また、心身の状況に応じて、関係者が連携を図るための協議の場の設置が必要です。
- 近年障害児通所事業所が急増しています。児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインの活用を促し、運営や支援の質を保つ必要があります。併せて、施設従事者による虐待防止に向けた啓発を続ける必要があります。
- 児童発達支援センターの機能を強化し、地域における中核的な支援施設として位置付け、障害児通所支援事業所と緊密な連携を図り、家族支援機能も含めた重層的な支援体制を整備することが必要です。
- 「ヤングケアラーの支援」を社会問題として認識し、適切な介入が求められます。

4 安心して暮らせるまちづくりについて

- 安全・安心な生活環境の整備としてバリアフリー化・ユニバーサルデザインをより推進させ、誰もが移動しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 共生社会の実現のため、全ての市民が相互理解を深めるために、「心のバリアフリー」の啓発が必要です。
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することが必要です。
- 災害発生時における障害特性に配慮した支援、避難所等の設備などについて検討を進める必要があります。併せて、防災意識向上のための普及・啓発事業が必要です。
- 新型コロナウイルスをはじめとした感染症の予防と感染が拡大した場合を想定した対応の整備が必要です。

第3章 計画の理念と目標

1 計画の理念

共に生きる、
地域が支える、
共につくる

本市ではこれまでも、「共に生きる、地域が支える、共につくる」を基本理念として計画の推進を図ってきました。

共に生きる

障がいのある人が、その個性や生き方に合った、主体的に選択できる自立と社会参加が保障された社会をめざします。

地域が支える

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を踏まえて、障がいのある人の主体性と自立性を保障するため、地域の支援基盤の充実をめざします。

共につくる

個人の自立を支えるために、共に助け合い、市民と行政が協働して「自助・共助・公助」のバランスのとれたサービス提供体制づくりをめざします。

平成23年8月の障害者基本法改正で、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定されました。

市の基本理念の内容は、この改正障害者基本法の目的規定にも合致しています。本計画においても、これまでの取り組みを継承しつつさらなる施策展開を目指すことから、基本理念「共に生きる、地域が支える、共につくる」を継承し、計画の一層の推進を図ることとします。

2 計画の目標

「基本理念」の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

自立と社会参加の支援体制づくり

障がい者差別の解消に向けた啓発活動や地域において共に参加する機会の充実、雇用・就労への支援など、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

2

地域生活支援の基盤づくり

福祉サービスの質の向上とともに、障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、手話が使用しやすい環境づくりなど、地域生活を支える基盤を強化します。

3

障がい児支援の体制づくり

「インクルーシブ教育」の推進とともに、乳幼児の療育支援から幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を構築・確立します。

4

安心して暮らせるまちづくり

建物・道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めます。また、消費者保護や災害時の避難支援の取り組みの強化など、「安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

※インクルーシブ教育

障がいのある・ないに関わらず、共に学ぶことができる教育。人間の多様性を尊重し、障がいのある人が排除されることなく、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導と個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育のこと。

3 施策の体系（計画の展開）

基本目標 1：自立と社会参加の支援体制づくり

主要課題

1 心のバリアフリーの推進	施策の方向
	(1) 啓発活動の充実
	(2) 交流活動の充実
	(3) ボランティア活動の支援
2 雇用・就労の促進	
	(1) 一般就労の促進
	(2) 福祉的就労の促進
3 スポーツ・文化・芸術活動の促進	
	(1) スポーツ活動の充実
	(2) 文化・芸術活動の充実

基本目標 2：地域生活支援の基盤づくり

主要課題

1 福祉施設・サービスの充実	施策の方向
	(1) 相談と情報提供体制の充実
	(2) 地域生活を支援するサービスの充実
	(3) 福祉施設サービスの充実
	(4) 生活基盤の整備
	(5) 経済的支援の充実
	(6) 権利擁護の推進
	(7) 情報のバリアフリー化の推進
2 保健・医療サービスの充実	
	(1) 保健・療養・相談等の支援の充実

基本目標 3：障がい児支援の体制づくり

主要課題

1 障がい児保育・療育・教育の充実	施策の方向
	(1) 早期発見・相談体制の充実
	(2) 障がい児保育・療育の充実
	(3) 教育の充実

基本目標 4：安心して暮らせるまちづくり

主要課題

1 福祉のまちづくりの推進	施策の方向
	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
	(2) 障がいのある人のための住宅の整備・充実
	(3) 移動の自由の確保
2 防災・防犯・感染症対策の推進	
	(1) 防災・災害時の対策の推進
	(2) 消費者保護と防犯体制確保の推進
	(3) 感染症等への対応

第4章 施策の展開

基本 目標

1

自立と社会参加の支援体制づくり

主要課題1 心のバリアフリーの推進

施策の方向(1) 啓発活動の充実

施策名	内 容	担当課
1 支援制度等の情報 提供の充実	障がい福祉に関する制度改正や制度の案内等について、窓口での案内のほか、広報紙、ホームページ、パンフレットなどへの掲載、「障がい福祉ガイドブック」等の配布を通じ、障害者手帳をお持ちの方のみならず、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の方々や支援機関に対し、支援制度等の情報提供を行います。	障がい福祉課
2 障害者差別解消法 の推進	法の周知を図り、障がい者が地域で生活する上で、差別のない社会を目指します。 また、障がい者差別に関する協議の場としての「障がい者差別解消支援地域協議会」での協議を継続します。	障がい福祉課
3 人権意識の普及・ 啓発	すべての市民に、障がいのある人への正しい理解や必要な配慮が浸透するよう啓発活動を行い、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に努めます。	人権・男女 共同参画課
4 障がい福祉につい ての講座の開催	障がい福祉への市民の理解を深めるために、各種の講演や講座の開催を推進します。「三郷市障がい者地域生活支援協議会」の専門部会などと協働して、障がい者への理解を深めるための積極的な広報・啓発活動を推進します。	障がい福祉課
5 手話への理解促進 と手話の普及	手話に対する理解、手話の普及を促進するために、手話講座等を開催します。	障がい福祉課

施策の方向（２）交流活動の充実

施策名	内 容	担当課
6 障がい者等の交流 の場の充実	障がい児・者の日常的交流の場、福祉団体の活動の場として、「障がい者交流ルーム」の充実を図ります。	障がい福祉課
7 障がい福祉の情報 発信と交流を図る ふれあい広場の 実施	障がいのある人もない人も共に支え合う豊かな社会づくりを目指し、年１回「三郷市ふれあい広場」として、市民の方との交流や障がい福祉への理解と関心を高める事業を実施します。	社会福祉協議会
8 交流及び共同学習 の推進	埼玉県立特別支援学校に通う市内在住小・中学生の学区における支援籍学習を推進します。また、特別支援学級における適切な交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課
9 交流活動の支援	市民が交流できる場として、瑞沼市民センター、世代交流館ふれあいパーク、地区文化センター、コミュニティセンター、ふれあい館、三郷中央におどりプラザ、ピアラシティ交流センター、希望の郷交流センターなどの施設を提供します。	市民活動支援課

施策の方向（３）ボランティア活動の支援

施策名	内 容	担当課
10 ボランティアセン ターの運営	ボランティア・市民活動の推進・支援を目的とし、ボランティア活動に関する相談対応、広報・啓発、情報の収集と提供、講座や研修等を実施します。	社会福祉協議会
11 ボランティア活動 普及事業	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして「彩の国ボランティア体験プログラム」事業を実施し、ボランティア活動の普及に努めます。	社会福祉協議会
12 社会福祉協力校及 びボランティア推 進校の指定	小学校及び中学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、福祉体験や交流、ボランティア学習等を行う学校を「社会福祉協力校」（小学校）、「ボランティア推進校」（中学校）に指定し、授業や行事等を通じて家庭や地域社会への「ノーマライゼーション」理念の普及と啓発に努めます。	社会福祉協議会

主要課題 2 雇用・就労の促進

施策の方向（１）一般就労の促進

施策名	内 容	担当課
13 就労支援に関する 情報の提供・相談 事業	障がいのある人の就労支援に関する情報について提供し、関係機関との連携を図りながら相談に応じます。	障がい福祉課 商工観光課
14 障がい者雇用促進 啓発活動	ハローワーク及び草加地区雇用対策協議会が実施する視察・研修会等への参加等を通じ、障がい者の雇用促進への理解・啓発を図ります。 ホームページ、パンフレット、「三郷市障がい者就労支援等事業所ガイドブック」の配布等を通じ、三郷市障がい者就労支援センターについて周知を行い、障がい者雇用への理解啓発を図ります。	商工観光課 障がい福祉課
15 企業・公共機関等 における障がい者 雇用の促進	障がいのある人の職業的自立を図るため、企業・公共機関等における障がい者雇用を促進します。 また、市役所本庁舎の「庁内サポートオフィス」にて、障がいのある人が自身の能力を発揮し、活躍できる就労の場として採用を継続していきます。	障がい福祉課 商工観光課 人事課
16 就労支援ネットワ ークの維持・強化	三郷市障がい者就労支援センターを中心に、雇用・教育・福祉・医療等の関係機関によるネットワークのさらなる維持・強化を行います。	障がい福祉課
17 就労相談	電話・来所・訪問などにより、①就労相談 ②就労能力等に関するアセスメント、就労準備 ③職場見学や職場実習の調整 ④求職支援 ⑤就職後の職場定着、職業生活の中で生じる課題に対するフォローアップ ⑥加齢に伴い職業能力が低下した方に対する就労継続支援事業への段階的な移行、⑦重度障がい等の短い労働時間以外での労働が困難な方の支援等について、関係機関と連携を図りながら、相談・支援を行います。	障がい福祉課
18 事業主への雇用相 談支援	雇用を検討している事業主に対して、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、相談支援を行います。 また、登録者が長く安定した就労を実現できるよう、雇用している事業主からの職場で生じる様々な職業上の課題について関係機関と連携しながら、中立的な立場において相談支援を行います。	障がい福祉課

19 関係機関との連携	就労移行支援事業所や特別支援学校など関係機関について、所属する方への十分なアセスメントを行っており、本人・保護者等との信頼関係を構築しているため、利用終了後、卒業後も連携した支援を行えるよう円滑な引き継ぎの実施など密接な関係を構築していきます。 また、就労支援にあたっては、医療機関との連携が不可欠であるため、主治医への同行受診など連携を図ります。	障がい福祉課
20 福祉施設から一般就労への移行等の推進	それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備するため、就労移行支援事業所等と連携し、福祉施設から一般就労への移行や定着を図ります。	障がい福祉課

施策の方向（2）福祉的就労の促進

施策名	内 容	担当課
21 障がい福祉施設からの優先調達の推進	優先調達方針に沿って、障がい福祉施設からの物品調達等について各課より発注を進めております。優先調達をより推進するために、庁内各課への周知を図るとともに、優先的に発注してもらうよう、定期的に案内をしていきます。	障がい福祉課
22 更生訓練費の支給	「自立訓練（機能訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」施設を利用している障がいのある人に対し、訓練に要した交通費等の費用を支給します。	障がい福祉課



主要課題3 スポーツ・文化・芸術活動の促進

施策の方向（1）スポーツ活動の充実

施策名	内 容	担当課
23 スポーツ大会への参加促進	全国大会以上の参加について庁内各課と連携して支援し、また、市の事業としてのスポーツ・レクリエーション交流会等についての周知を支援し、参加者の増加を目指します。	障がい福祉課
24 スポーツ・レクリエーション活動への参加・充実	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進のため「三郷市障がい者スポーツ・レクリエーション交流会」を実施します。内容の充実を図るとともに、今後も積極的に周知活動を行い、事業を継続していきます。	スポーツ振興課

施策の方向（2）文化・芸術活動の充実

施策名	内 容	担当課
25 文化財・市史に関する講座の開催	障がいのある人も対象として、歴史講座等を開催します。	生涯学習課
26 「ふれあい作品展」の開催	高齢者及び障がいのある人が創作した作品の展示を行うことにより、創作意欲や生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域住民の福祉に対する意識を高めることを目的に開催します。	社会福祉協議会
27 「市民文化祭」・「体験教室」等の開催	障がいのある人も対象として、文化・芸術の発表の場を提供するとともに、教室や講座を開催します。	市民活動支援課
28 生涯学習の推進	障がいのある人を含めた市民のさまざまな学習意欲に応えるため、各種講座や学級などの学習事業の充実を図ります。	生涯学習課



主要課題 1 福祉施設・サービスの充実

施策の方向（1）相談と情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
29 相談支援事業	窓口・電話・訪問などにより、市民から高齢者、障がいのある人などに関する保健福祉についての相談を総合的に受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整などを行います。また、障がい福祉相談支援センターと連携を取りながら、相談者のニーズに合わせた情報提供やサービスの実施を図ります。 障害者手帳に該当しないかたについても相談体制の充実を図り、重層的相談支援体制事業も活用し、関係機関との連携のもとにサービスの利用につなげていきます。	障がい福祉課
30 相談支援体制の強化	障害者相談支援事業所（委託相談支援事業所）、指定特定相談支援事業所との連携を密にし、相談事例の共有と解決に努めます。また、窓口対応に当たる障がい福祉担当課職員の、相談支援業務に関するスキル向上に努めます。	障がい福祉課
31 障害者手帳の活用 の促進	障害者手帳を取得することで障がいのある方がより多くの事業を利用できるようになるため、障害者手帳の取得と活用を促進します。利用可能な事業については、手帳取得時の説明に加え、ホームページでも周知・説明を行います。	障がい福祉課
32 高次脳機能障がい 者等への支援シス テムの構築	高次脳機能障がい等について理解が広まるよう、また地域の中で安心して生活できるよう、その啓発と支援システムの構築を目指します。	障がい福祉課
33 精神障がい者を含 む地域包括ケアシ ステムの推進	精神障がい者が地域で安定した、自分らしい暮らしをすることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を進めます。	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
34 職員の障がいへの理解	福祉サービスの向上を図るため、職員研修などの充実を図り、障がい福祉の相談を受ける場合の基礎知識や福祉サービスの内容の習得に努めます。 障害者差別解消法に基づき、市には「合理的配慮の提供」を行うことなどが義務づけられたことを踏まえ、様々な障がい特性への理解を深めることができるよう、庁内各課が協力し、研修を行います。	人事課 障がい福祉課
35 ふくし総合相談窓口	平成 22 年 4 月から、福祉分野を中心とした市民からの相談に対して福祉サービスの案内や総合調整を行う窓口を設置しており、今後も、相談内容に応じて、関係各課や相談支援事業所等の関係機関と連携を取りながら相談に対応していきます。	ふくし総合支援課
36 生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に、「自立相談支援事業」の実施、「住居確保給付金」の支給、その他の支援を行います。	ふくし総合支援課
37 広報音訳「声のたより」事業	視覚障がい者に、広報みさと・議会だより・社協だより等の社会生活に必要な情報等を収録したＣＤの配付を行うことにより、視覚障がい者の福祉増進を図ることを目的として実施します。	社会福祉協議会



施策の方向（２）地域生活を支援するサービスの充実

施策名	内 容	担当課
38 障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業について、ニーズの把握と適切な提供体制の確保、質の向上に努めます。また、計画相談支援の充実と、相談支援体制の強化に努めます。	障がい福祉課
39 三郷市障がい者福祉施設みさとの安定運営	就労継続支援B型事業所（ワークセンターしいの木）および生活介護事業所（さつき学園）として、常に事業内容を見直しながら、安定した運営に努めます。	障がい福祉課
40 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）	判断能力の不十分な知的障がい者、精神障がい者、高齢者等が安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行います。	社会福祉協議会
41 地域活動支援センターの充実	より多くの障がい者が気軽に通える場として「地域活動支援センター」の適切な運営を進めます。	障がい福祉課
42 在宅心身障がい児者の介護者支援の充実	障がい児者の保護者等の休息や疾病、冠婚葬祭等の理由で障がい児者を介護等することができない場合の支援の充実を図ります。 また、「医療的ケア」を必要とする在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的、身体的負担を軽減するため、受け入れた短期入所施設等に対して補助を行います。	障がい福祉課
43 補装具の交付・修理	身体障がい児者の身体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業等を容易にするため、補装具の給付・交付と修理を行います。	障がい福祉課
44 配食サービスの提供	食事の支度が困難な障がいのある人に対して、「配食サービス」を提供します。	障がい福祉課
45 訪問理美容サービス事業	重度身体障がい児者を対象に、家庭を訪問して、理美容サービスを提供します。	障がい福祉課

施策の方向（３）福祉施設サービスの充実

施策名	内 容	担当課
46 通所施設及び短期入所施設の確保	「三郷市障がい者地域生活支援拠点等整備事業」の側面から、必要とされる社会資源の整備に努めます。特に身体障がい児者や、重症心身障がい児者、医療的ケア児者が通所できる施設が少ないことから、新規事業開設予定者等にその設置についての依頼を行い、設置しやすい環境整備を進めるよう努めます。また、各事業者等と短期入所の必要性・重要度を共有し、事業の実施、展開を働きかけます。併せて、緊急時に利用できる施設の確保のため、施設との連携を強化していきます。	障がい福祉課
47 施設職員への支援	「三郷市障がい者地域生活支援協議会」と協力し、市内施設に従事する職員対象の研修会等によるスキルアップや職員同士のつながりの場を提供していきます。	障がい福祉課

施策の方向（４）生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
48 共同生活援助（グループホーム）への支援	ある程度の自活能力があり数人での生活を営むことができる人を対象として、地域社会における自立を支援するために設置されているグループホームに対して、運営補助（要件あり）を行います。	障がい福祉課
49 共同生活援助（グループホーム）の設置促進	障がい者が利用するグループホームについてそのニーズを随時把握し、必要量を確保するため都市計画・開発担当課との協議、情報共有により、可能な限り市内に設置しやすくするべく、環境整備に努めていきます。 また、国や県からの設置に関する有益な情報等を、迅速に関係機関・団体に提供します。	障がい福祉課



施策の方向（５）経済的支援の充実

施策名	内 容	担当課
50 各種手当の支給	療育支援や重度の障がい支援として、各種手当を支給します。国や県の動向および経済状況の変化を勘案しながら、円滑な運用に努めます。 【 特別児童扶養手当 】 精神または身体に一定の障がいがある 20 歳未満の子どもを家庭で養育している方に、支給します。 【 障害児福祉手当 】 20 歳未満の在宅の重度障がい児者に、重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るために手当を支給します。 【 在宅重度心身障害者手当 】 市内に住んでいる重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図る目的で、障がい者本人に手当を支給します。 【 特別障害者手当 】 20 歳以上で、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の重度障がい者に、手当を支給します。	障がい福祉課
	【 児童扶養手当 】 父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父または母に一定の障がいがある子どもを育てている方に対し、手当を支給します。	子ども支援課
51 自立支援医療費 （精神通院医療・更生医療・育成医療）	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則 1 割となります。	障がい福祉課
52 重度心身障害者 医療費の助成	心身障がい児者の一部が医療を受ける際の医療保険の自己負担分（家族療養付加金等を除く）を助成します。	障がい福祉課
53 ひとり親家庭等 医療費助成	母子家庭や父子家庭、または親がいなかったため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭または父（母）に一定の障がいがある家庭の方に対し、医療を受ける際の保険診療の自己負担分（高額療養費・付加給付金を除く）を助成します。	子ども支援課
54 難聴児補聴器購入 費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児の補聴器購入・修理費用の一部を助成します。	障がい福祉課
55 福祉タクシー利用 料金・自動車燃料 費助成制度	在宅の重度障がい者の社会参加の促進や日常生活援助のために、福祉タクシー利用料金または自動車燃料費のどちらか一方を支給します。	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
56 心身障害者扶養共済制度	障がいのある人の保護者が死亡または重度の障がいの状態になった場合、その障がい者に年金を支給し、生活の安定および将来に対する保護者の不安の軽減を図ります。	障がい福祉課
57 有料道路における障害者割引制度	身体障害者手帳・療育手帳所持者及び障がい者と同一世帯のかたに対して、道路通行料の割引を行います。	障がい福祉課
58 重度障害者居宅改善整備費の補助	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児者が暮らす居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改修する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
59 自動車改造費及び運転免許取得費用の補助	運転免許証を所持している障がい者が、運転を容易にするために自動車を改造する場合、その費用の一部を補助します。 また、障がい者が、収入の向上や就業就職のために普通自動車運転免許を取得する場合、取得費用の一部を補助します。	障がい福祉課
60 民営バス運賃の割引	障がい者等が民営バスを利用する場合、運賃の割引を継続して行うよう、事業者に要請します。	都市デザイン課

施策の方向（6）権利擁護の推進

施策名	内 容	担当課
61 成年後見制度利用支援事業	身寄りのないなどの重度の知的障がい者または精神障がい者に対し、市長申立てによる「成年後見人」の選任と、必要に応じて成年後見人に対する活動報酬の助成を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。	障がい福祉課 長寿いきがい課
62 虐待防止の取り組みの推進	各種の機関と連携を図りながら、市民などへの普及・啓発活動を推進するとともに、早期発見・早期対応を図ります。24 時間 365 日対応可能な「埼玉県虐待通報ダイヤル＃7171」について、広く市民などに周知する取り組みを推進します。 また、障がい者虐待の防止や、養護者による虐待を受けた障がい者の保護および養護者に対する支援を行うために、警察、消防、相談支援センター等、市内の関係各機関と連携し、協力体制の強化を進めます。	障がい福祉課

施策の方向（7）情報のバリアフリー化の推進

施策名	内 容	担当課
63 点字図書等給付事業	視覚障がい者に点字図書の給付を行うことにより、視覚障がい者の点字図書による情報の入手を容易にするようにします。申請・給付件数が少ないため、周知に努めます。また、利用しやすい機器、制度となるよう、改めて内容を検討していきます。	障がい福祉課
64 手話通訳者等の育成	市民に対して「手話講座」を開催します。また、登録手話通訳者に対して研修を行うことでレベルアップを図り、聴覚・言語障がい者のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課
65 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業	聴覚障がい者に対して「手話通訳者」や「要約筆記者」を、日常生活上必要となる場面に派遣します。	障がい福祉課
66 難聴者・聞こえに不安のある方への支援	市が主催するイベントや講演会等において、聴覚障がい者だけでなく、難聴者等にも講演内容が分かるような配慮（要約筆記・ヒアリンググループの設置）に努めます。	障がい福祉課
67 聴覚障がい者への情報保障	聞こえに不安のあるかたを含めた聴覚障がい者に対して、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等の情報を伝える手段の充実を図ります。また、広報誌の内容を手話動画として掲載するなどの取り組みを継続します。	障がい福祉課
68 読書環境の整備	障がいがあるなどによりそのままでは活字を読むことが難しい方への図書館の読書環境の整備・充実と、障がいのあるかたへの図書館資料の充実と周知に努めます。 視覚障がい者へ録音図書（DAISY）、点字図書、大活字本などの貸し出しや対面朗読を実施します。また、ヒアリンググループの設置、障がい者向けの利用案内パンフレットの更新も実施します。	日本一の読書のまち推進課
69 意思疎通支援の推進	知的障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどそれぞれの障がい特性に合わせた効果的な意思疎通支援手段について、その具体化に向けて検討を進めます。	障がい福祉課
70 情報アクセシビリティの向上	市のホームページで提供する情報やサービスを、誰もが支障なく快適に利用できるように、アクセシビリティ基準に配慮した運用を行っています。 また、広報みさと内コーナー「みさとなう」、「イベントなび」において手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループが利用可能な記事に凡例を記載し、わかりやすい情報発信を行っています。	広報広聴課

主要課題2 保健・医療サービスの充実

施策の方向（1）保健・療養・相談等の支援の充実

施策名	内 容	担当課
71 介護保険との連携 の強化	高齢期の障がい者の増加が今後も見込まれるため、介護保険への移行、介護保険との併用についてケアマネジャー等と連携し、サービスの調整に努めます。 また、65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中等による「高次脳機能障がい」についても、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用も含め、関連する部署と連携して、本人や家族に対する相談体制・支援体制の一層の強化、整備・充実を図ります。	障がい福祉課 介護保険課
72 健康診査事業	生活習慣病の早期発見や適切な指導を行うため、「特定健康診査」をはじめとした各種健康診査および各種がん検診を実施します。 受診しやすい環境づくりの一環として、土日実施医療機関の案内、集団健診日における「レディースデー」の設定等を行います。また、41歳（年度年齢）のかたに乳がん検診、21歳（年度年齢）のかたに子宮頸がん検診の無料クーポン券を配付します。 市民が自らの健康づくりの一環として健（検）診を役立てていけるよう、受診率の向上を図ります。	健康推進課
73 子育て支援ステーション事業	安心して妊娠、出産、育児をすることができるよう妊娠期から子育て期に渡るまでの総合相談窓口として、助産師、保健師、保育士が各種相談に応じるとともに、子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供を行います。また、医療・福祉・地域と連携し、切れ目のない支援体制を構築・確立します。	子ども支援課



主要課題 1 障がい児保育・療育・教育の充実

施策の方向（１）早期発見・相談体制の充実

施策名	内 容	担当課
74 母子健康診査事業	妊産婦および乳幼児の疾病や異常の早期発見、健康の保持・増進と健全育成を図るため、母子の健康診査（妊婦健康診査・乳幼児健康診査）や保健指導による育児支援を行います。転入者チェックを毎月実施し、乳幼児健康診査の受診へつながるようにします。 また、健診医により「要受診」と判定されたかたが医療機関等へ受診行動を図れるよう、引き続き電話や手紙による受診勧奨を行っていきます。子育てに困りごとのある親子を把握し、育児が孤立しないよう支援していきます。	健康推進課 子ども支援課
75 発達ふれあい相談事業	発達の遅れなどの二次相談事業（小児科専門医の相談、作業療法士や心理士による専門相談、保健師による保健指導）を実施します。発育や発達の経過観察者については、「発達ふれあい相談」、医療機関や療育機関の連携など、継続的な相談システムづくりを推進していきます。 今後も、関係機関と連携を図りながら、発育や発達に関する相談の質的向上と総合的な支援を続けていきます。	健康推進課
76 母子保健指導体制の充実	妊産婦および乳幼児の疾病などの予防や障がいの早期発見の支援として、保健師・栄養士による訪問指導、電話相談、来所相談を行います。今後も、養育上の支援が必要な家庭に早期に関わりが持てるよう取り組んでいき、保健的支援や指導体制の充実を目指します。	健康推進課
77 母子保健推進チーム会議の開催	妊産婦および乳幼児の疾病などの予防や健康管理に関する相談に十分対応できるよう、母子保健推進チーム会議を開催します。今後も、「母子保健計画」の評価及び見直しや、母子保健の情報交換、個々の母子保健サービスの調整に関することを協議していきます。	健康推進課

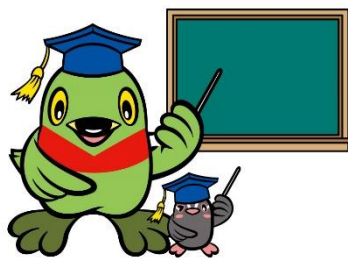
施策の方向（２）障がい児保育・療育の充実

施策名	内 容	担当課
78 就学前通所機能訓練	「しいのみ学園」で障がい児の通所を通しての機能訓練、療育指導と保護者への相談支援を行い、子どもの発達と障がいについての正しい理解を図ります。	子ども支援課
79 子ども発達支援センター事業	子どもの発達に関する相談と療育指導、保護者の相談支援を行います。療育指導については、しいのみ学園と連携を取りながら行います。また、作業療法士、心理士、言語聴覚士などの専門職による療育指導、相談の体制の充実や、保育所、幼稚園等への訪問・連携の強化に取り組みます。 また、子どもの発達を総合的に支援できるよう、関係機関の連携をより充実させ、専門員による関係機関向け研修も行います。	子ども支援課
80 統合保育（インクルーシブ保育）の推進	障がいのある子どもとない子どもが共に育つことができるよう、公立保育所で統合保育（インクルーシブ保育）を実施します。	すこやか課
81 児童通所サービス事業	「児童発達支援」により、未就学児に対して療育の場を提供します。 「放課後等デイサービス」により、就学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中における活動の場と生活能力向上のための訓練等を提供します。	障がい福祉課



施策の方向（３）教育の充実

施策名	内 容	担当課
82 就学相談	「発達支援センター」や「しいのみ学園」、幼稚園、保育所等との連携を図り、就学に向けてより適した就学先の決定ができるよう支援を進めます。 また、就学相談がしやすい相談体制を整え、「就学支援委員会」を定期的を開催します。	指導課
83 教育相談	市内３か所にある三郷市教育相談室では、小・中学生及びその保護者を対象に、学校生活や子育て、発達に関する相談等を行います。「専任教育相談員」「スクールソーシャルワーカー」を配置し、学校や関係機関との連携を図ります。また、小・中学校には、「スクールカウンセラー」「さわやか相談員」を配置し、より相談しやすい体制を整えます。	指導課
84 福祉体験学習事業	小・中学校における「総合的な学習の時間」を中心に、より体験的な学習を行い、福祉についての理解を深めるよう推進します。	指導課
85 通級指導教室の整備・充実	通常学級で学習している難聴・言語障がいや発達障がい・情緒障がい等、特別な支援が必要な子どもが通える「通級指導教室」の充実を目指します。	指導課
86 特別支援教育の充実	市内小・中学生、未就学児のニーズに合わせて特別支援学級を設置し、学区の学校で特別支援教育が受けられる環境を整えます。 通常学級に在籍する支援が必要な小・中学生に対しても適切な対応ができるよう、今後も関係機関との連携を図り、特別支援教育を推進していきます。	指導課



主要課題 1 福祉のまちづくりの推進

施策の方向（１）バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

施策名	内 容	担当課
87 埼玉県福祉のまち づくり条例	高齢者、障がい者をはじめ不特定多数の利用する建築物を「生活関連施設」といいます。一定規模以上の該当物件を建築する場合、工事着手の３０日前までに市を経由して知事へ届出を行い、だれでも利用しやすい施設の整備促進の為、整備項目を設けて遵守する必要があります。	開発指導課
88 歩道段差解消事業 の推進	障がいのある人を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロック（点字ブロック）の敷設などの改修を進めていきます。	道路課
89 公園施設の整備	障がいのある人が快適かつ安全に公園を利用できるよう、インクルーシブ遊具や多機能トイレの設置などの整備を進めていきます。	みどり公園課
90 公共施設改修の 整備	既存の公共施設については、障がいのある人も利用しやすいよう、オストメイト対応の多機能トイレを設置するなど改善に努めていきます。また、新たに公共施設を建設する際には、ユニバーサルデザインの観点から整備を進めていきます。	市民活動支援課 スポーツ振興課 子ども支援課 生涯学習課 青少年課 日本一読書のま ち推進課
91 放置自転車対策事 業	障がいのある人を含めた歩行者の通行の妨げとなる自転車の放置防止のため、啓発活動を進めるとともに、「放置禁止区域」内の放置自転車などの整理を進めます。	生活安全課
92 パーキング・パー ミット制度推進事 業	高齢者、障がい者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、駐車施設を優先的に利用できる者を明確にし、利用証を交付するとともに、施設管理者等に協力区画の設置や案内表示、制度の周知、駐車区画の適正利用を促進します。	ふくし総合支 援課

施策の方向（２）障がいのある人のための住宅の整備・充実

施策名	内 容	担当課
93 重度障害者居宅改善整備費の補助 （「58」再掲）	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児者の暮らす居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改修する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
94 住宅改修給付事業	在宅の重度の身体障がい児者に対し、移動等を円滑にする用具の購入や設置を行い、現在居住する住宅を生活しやすく改修するための補助を行います。（下肢または体幹機能障がい等の障がい児者で程度が３級以上の方が対象となります。）	障がい福祉課

施策の方向（３）移動の自由の確保

施策名	内 容	担当課
95 交通機関バリアフリー化の推進	障がい者等が安心して利用できる駅にするため、多機能トイレ、エスカレーター及びホームドア等の設置を要望していきます。	都市デザイン課
96 バス交通網の整備	障がい者等の日常生活における移動手段を確保するため、事業者既存のバス交通網の維持を要請します。	都市デザイン課



主要課題2 防災・防犯・感染症対策の推進

施策の方向（1）防災・災害時の対策の推進

施策名	内 容	担当課
97 聴覚障がい者等からの緊急通報受信	ファクシミリの活用や「NET119緊急通報システム」の運用により、聴覚や言語等に障がいのある人が火災や救急等の緊急時に通報できるようにします。	消防本部指令課
98 福祉避難所の整備	障がいのある人の災害時の安全を確保するため、「三郷市地域防災計画」に基づき、福祉避難所の整備を行い、二次避難ではなく、直接避難ができるように努めます。また、受け入れ対象をあらかじめ特定して対応することによって、安心して避難できる環境を整えることや、運営を支援してもらえ人材を確保することに努めます。災害種別ごとの避難行動については、指定する避難場所への避難にとらわれることなく避難するよう、障がい担当部署及び関係機関へ助言します。	危機管理防災課
99 障がい者にやさしい防災ハザードマップの作成	地震災害と水害に分かれているハザードマップを再編するにあたり、ニーズや作成手法など、関係機関からの助言を求めつつ視覚障がい者や知的障がい者に対応したマップの作成に努めます。	危機管理防災課
100 障がい者の防災訓練への参加の促進	災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加を促進します。地域の防災訓練等、身近な訓練への参加が促進されるよう、「自主防災組織」への働きかけを進めます。	危機管理防災課
101 災害時避難行動要支援者支援体制の整備	市の「避難行動要支援者支援制度」を基に、自主防災会や町会、自治会などを中心とした自主的な防災活動を促進し、緊急時における障がいのある人の避難支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課 ふくし総合支援課 長寿いきがい課 危機管理防災課
102 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の推進	地域防災計画に記載されている障がい福祉施設等の「要配慮者利用施設」について、洪水時の避難確保計画の作成を推進します。また、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を推進します。	危機管理防災課
103 防災意識の普及・啓発	防災訓練や各種パンフレットを通じて、防災意識の向上に努めます。また、各種イベントや地域での講演などの広報・啓発を行います。	危機管理防災課
104 救急医療情報キットの配布	かかりつけ医療機関、持病、その他救急医療時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布することにより、安全と安心の確保を図ります。	障がい福祉課

施策の方向（２）消費者保護と防犯体制確保の推進

施策名	内 容	担当課
105 消費生活相談の実施	消費生活センターでは、複雑・多様化する消費者取引や悪質商法によるトラブルなど、消費生活に関する困りごとに消費生活相談員が助言・斡旋を行います。電話での相談も受け付けます。	生活安全課
106 消費生活に関する出前講座	消費者の自立支援、消費者被害の防止等のため、市内の町会、自治会、学校、福祉施設、市民団体等へ講師を無料で派遣します。（※講座のテーマは開催希望者が設定できます）	生活安全課
107 防犯に関する啓発等	犯罪被害に遭わないようにするため、注意喚起のキャンペーンを展開するとともに、パンフレット等により防犯に関する情報を市民に広く周知します。また、「防犯ステーション」では、地域住民と協力して、パトロール強化を進めます。	生活安全課

施策の方向（３）感染症等への対応

施策名	内 容	担当課
108 感染症予防の徹底	事業所における利用者や従業員等の健康管理、感染症予防策の徹底を促します。また、感染症拡大等が生じた際には、国等の通知に基づいた対応がなされるよう、都度国県に確認しながら必要な助言を行います。	障がい福祉課
109 遠隔手話通訳による支援	感染症予防のため、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、病院等における手話通訳では、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳による支援を行います。	障がい福祉課



第5章 障がい福祉サービスの推進

1 令和8年度の目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、国・県の考え方に基づき、計画期間最終年度の令和8年度末を目標時点として、次のように目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	単位	目標	目標の考え方
地域生活移行者数	人	5	令和4年度末時点の施設入所者数(77人)のうち6%以上を目標

(2) 地域生活支援の充実

項目	単位	目標	目標の考え方
地域生活支援拠点等の確保・充実	有無	有	各市町村または圏域に少なくとも1つ以上確保
運用状況の検証・検討実施回数	回	1	年1回以上実施
強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備	有無	有	各市町村又は圏域において体制を構築

(3) 福祉施設から一般就労への移行等（令和8年度中に就労に移行する者の目標値）

項目	単位	目標	目標の考え方
一般就労移行者数	人	41	令和3年度の一般就労移行者数(32人)の1.28倍以上
(就労移行支援事業) 一般就労移行者数	人	33	(就労移行支援事業) 令和3年度の一般就労移行者数(25人)の1.31倍以上
(就労継続支援A型) 一般就労移行者数	人	7	(就労継続支援A型) 令和3年度の一般就労移行者数(5人)の1.29倍以上
(就労継続支援B型) 一般就労移行者数	人	4	(就労継続支援B型) 令和3年度の一般就労移行者数(2人)の1.28倍以上

項目	単位	目標	目標の考え方
(就労移行支援事業所等) 一般就労移行者数のうち就労定着 支援事業利用者数	人	22	令和3年度就労定着事業利用者 数(15人)の1.41倍以上
就労移行支援事業所のうち、一般 就労へ移行した者の割合が5割以 上の事業所数	箇所	1	事業所全体の5割以上とする
就労定着支援事業所数	箇所	1	令和8年度末までの就労定着支 援事業所数
就労定着率7割以上の就労定着支援 事業所数	箇所	1	事業所全体の2割5分以上とする

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	単位	目標	目標の考え方
児童発達支援センターの設置数	箇所	1	市町村で少なくとも1つ設置 (圏域での設置可)
地域社会への参加・包容（インク ルージョン）を推進する体制の構 築	有無	有	市町村で体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児 童発達支援事業所の設置数	箇所	3	市町村で少なくとも1つ設置 (圏域での設置可)
主に重症心身障害児を支援する放 課後等デイサービス事業所の設置 数	箇所	3	市町村で少なくとも1つ設置 (圏域での設置可)
医療的ケア児の関係機関等が連携 を図るための協議の場の設置	有無	有	市町村で設置 ＊医療的ケア児センターは県が 設置。 (都道府県が関与したうえでの 圏域での設置可)
医療的ケア児等に関するコーデ ィネーターの配置	有無	有	市町村で配置 (都道府県が関与したうえでの 圏域での配置可)

（５）相談支援体制の充実・強化等

項目	単位	目標	目標の考え方
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	有無	有	各市町村で体制を確保 (圏域での確保可)
協議会における事例検討の実施	有無	有	各市町村において体制を確保

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る

体制の構築

項目	単位	目標	目標の考え方
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組	有無	有	各市町村で取り組みを行っていくことが望ましい
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	有無	有	各市町村で検証を行っていくことが望ましい
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	有無	有	各市町村で体制を構築

2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

< 現状の推移 > ＊就職者実人数

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労移行支援	人	19	25	23
就労継続支援A型	人	2	5	4
就労継続支援B型	人	0	2	3

【見込み量】 ＊就職者実人数

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人	25	29	33
就労継続支援A型	人	5	6	7
就労継続支援B型	人	3	3	4

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人の就労に向けて、障がい者就労支援センターや事業者との連携を密にし、就職者の把握をしていきます。また、就労系事業所の維持・確保に努めていきます。

見込み量の単位の定義について

「時間」……………月間の平均サービス提供時間

「人日分」……………「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」……………月間の利用人数

「人」……………平均的な1か月間における利用実人数

※特に注釈が無い限りこの定義となります。また、小数点以下を切り捨てとします。

(2) 訪問系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、家事、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
居宅介護	時間	1,689	1,693	1,769
	人	143	154	157
重度訪問介護	時間	3,129	2,957	2,977
	人	23	24	24
同行援護	時間	182	181	221
	人	14	14	16
行動援護	時間	225	273	280
	人	17	17	17
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	時間	1,779	1,790	1,801
	人	173	183	194
重度訪問介護	時間	2,994	3,012	3,030
	人	24	24	25
同行援護	時間	267	299	335
	人	18	20	21
行動援護	時間	326	358	394
	人	20	21	23
重度障害者等包括支援	時間	300	300	300
	人	1	1	1

【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域で生活が継続できるように、サービスに関する情報提供の充実に努めます。また事業者の参入を促進するとともに質の向上にも働きかけます。

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護

< サービスの概要 >

サービス名	内容
生活介護	日中、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

< 現状の推移 > *施設入所者を除く。

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生活介護（内、*重度障がい者）	人日分	2,567	3,005	2,780
	人	135（98）	163（124）	151（125）

【見込み量】 *施設入所者を除く。

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護（内、*重度障がい者）	人日分	3,031	3,185	3,348
	人	163（135）	173（146）	183（159）

*重度障がい者～障がいの状態を踏まえて、重度障がいに係る加算対象となる者

【見込み量の確保に向けて】

事業者などと連携を図りながら、活動の場を確保するとともに、障がい特性に応じた支援の提供や、医療的なケアを要する方の受入れが進むよう事業者への働きかけと支援を行います。

② 自立訓練

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	15	26	15
	人	1	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	33	61	99
	人	2	3	6

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	24	28	34
	人	2	3	4
自立訓練（生活訓練）	人日分	125	135	150
	人	8	9	10

【見込み量の確保に向けて】

高次脳機能障がいや若年性認知症を含む障がい者を対象として、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。また、市内での事業所の開設についても検討していきます。

③ 就労移行支援・就労継続支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労選択支援	本人の希望、就労能力や適性等に合った選択(就労系障害福祉サービス利用、一般就労等)を支援します。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労移行支援	人日分	888	907	1,166
	人	51	50	64
就労継続支援A型	人日分	1,329	1,531	1,729
	人	69	79	93
就労継続支援B型	人日分	2,000	2,147	2,731
	人	125	138	185

【見込み量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日分	1,269	1,382	1,505
	人	68	74	80
就労継続支援A型	人日分	1,976	2,195	2,439
	人	108	118	130
就労継続支援B型	人日分	3,625	4,185	4,960
	人	237	270	310
就労選択支援 (令和6年度創設)	人日分	未定	未定	未定
	人	未定	未定	未定

【見込み量の確保に向けて】

障がい者の就労及び就労の場の提供に向けて、事業者などと連携を図りながら、就労系事業所の整備を図ります。

④ 就労定着支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての必要となる支援を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就労定着支援	人	12	15	18

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労定着支援	人	20	23	26

【見込み量の確保に向けて】

企業や関係機関、事業所などと連携を図りながらサービス利用につなげ、就職後の支援と就労の定着に向けた支援を行います。

⑤ 療養介護

< サービスの概要 >

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
療養介護	人	22	23	23

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
療養介護	人	23	23	24

【見込み量の確保に向けて】

病院や事業者などとサービス利用について連携していきます。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

< サービスの概要 >

サービス名	内容
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
短期入所（福祉型） （内、＊重度障がい者）	人日分	262	241	233
	人	26（3）	30（6）	37（10）
短期入所（医療型） （内、＊重度障がい者）	人日分	25	20	12
	人	4（0）	4（0）	3（2）

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短期入所（福祉型） （内、＊重度障がい者）	人日分	300	366	438
	人	50（14）	61（22）	73（30）
短期入所（医療型） （内、＊重度障がい者）	人日分	15	15	15
	人	4（2）	5（3）	5（4）

＊重度障がい者～障がいの状態を踏まえて、重度障がいに係る加算対象となる者

【見込み量の確保に向けて】

重度障がい者も対象とした短期入所事業所の拡充に努めます。併せて既存の事業者などと協議して、緊急時対応の体制整備を進めます。

(4) 居住系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
地域生活支援拠点等の設置箇所数	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制の整備を進めます。
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立生活援助	人	0	2	2
共同生活援助 (内、*重度障がい者)	人	115 (12)	142 (18)	158 (21)
施設入所支援	人	82	79	75
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	1	1
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	0	2	2

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	人	1	1	2
共同生活援助 (内、*重度障がい者)	人	186 (25)	211 (30)	240 (36)
施設入所支援	人	74	72	70
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	1	1	1

* 重度障がい者～障がいの状態を踏まえて、重度障がいに係る加算対象となる者

【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域の中で、希望する生活が継続できるよう、必要とされる共同生活援助の拡充、訪問系サービス事業所の拡充に努めます。

(5) 相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。
地域定着支援	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。

< 現状の推移 > ＊年間の実利用人数

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
計画相談支援	人	755	803	860
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0

【見込み量】 ＊年間の実利用人数

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人	915	955	996
地域移行支援	人	3	3	3
地域定着支援	人	3	3	3

【見込み量の確保に向けて】

全ての計画相談支援対象者が適切なサービスを受けられるよう、計画相談支援事業所の整備を進めるとともに、施設入所者または精神科病院に入院している障がい者の地域移行について、地域での協力等の連絡体制を確保していきます。



(6) 児童発達支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
【障害児通所支援】 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
【障害児通所支援】 医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
【障害児通所支援】 放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
【障害児通所支援】 保育所等訪問支援	保育所、学校、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
【障害児通所支援】 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	人日分	1,366	1,544	1,900
	人	137	177	209
医療型児童発達支援	人日分	0	1	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	3,626	3,888	4,012
	人	285	308	332
保育所等訪問支援	人日分	1	0	1
	人	1	0	1
障害児相談支援	人	227	242	267
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	2	2

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	人日分	1,944	2,169	2,360
	人	228	257	290
医療型児童発達支援	人日分	10	20	30
	人	1	2	3
放課後等デイサービス	人日分	4,738	5,103	5,496
	人	376	408	442
保育所等訪問支援	人日分	6	8	10
	人	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	5	10	15
	人	1	2	3
障害児相談支援	人	289	304	321
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	3	3

【見込み量の確保に向けて】

行動障がい、身体障がい、重症心身障がい、医療的なケアを要する児童などが通所可能な児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の拡充に引き続き努めます。また、市や保護者などのニーズを、新規開設事業者や既存の事業所と共有するとともに、対応について協力を求めています。

(7) 発達障がい等に対する支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
ペアレントトレーニング等の実施	保護者が、子育てや療育に臨む自信を持たせることを目標とするペアレントトレーニングの支援プログラム等を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人		5	4
ペアレントメンターの人数	人		0	0
ピアサポートの活動への参加者人数	人		0	0

【見込み量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	15	20
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数（養成者数）	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加者人数	人	3	5	10

【見込み量の確保に向けて】

ペアレントトレーニングの継続実施等に向けて、関係部署や子ども発達支援センターと連携していきます。

（８）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

＜サービスの概要＞

サービス名	内容
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

＜現状の推移＞

種類	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度
協議の場の開催回数	回		５	５
協議の場への関係者の参加者数	人		６	７
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有無		有	有
	回		２	２
精神障害者の地域移行支援	人		１１	７
精神障害者の地域定着支援	人		２	５
精神障害者の共同生活援助	人		１２	１５
精神障害者の自立生活援助	人		３	５

【見込み量】

種類	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議の場の開催回数	回	５	５	５
協議の場への関係者の参加者数	人	６	７	８
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有無	有	有	有
	回	２	２	２
精神障害者の地域移行支援	人	１０	１０	１０
精神障害者の地域定着支援	人	５	５	５
精神障害者の共同生活援助	人	１７	１９	２１
精神障害者の自立生活援助	人	３	４	５
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	３	４	５

【見込み量の確保に向けて】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、関係部署や関係機関等と協議・検討を行っていきます。

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

< サービスの概要 >

サービス名	内容
相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築します。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	/	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数	件		0	6
人材育成の支援件数	件		0	0
連携強化の取組の実施回数	回		6	6

【見込み量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する指導・助言件数	件	6	6	6
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	件	6	6	6
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数 (専門部会開催数を想定)	回	4	4	4
基幹相談支援センターによる個別事例検討回数	回	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数(定例会を想定)	実人数	15	15	15
協議会の専門部会の設置数	数	6	6	6
協議会の専門部会の実施回数 (6部会×4回を想定)	延べ回数	24	24	24

※1年間の回数・人数

【見込み量の確保に向けて】

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化に努めます。また、専門部会開催や事例検討を通じて、相談支援に係る事業所間の連携と人材育成に努めます。

(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

< サービスの概要 >

サービス名	内容
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

< 現状の推移 >

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県が実施する研修への参加延べ人数	人	/	24	46
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	有無		有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	回		0	0

【見込み量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加延べ人数	人	50	50	50
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	回	1	1	1
県が実施する指導監査結果の共有する体制の有無	有無	有	有	有

※1年間の回数・人数

3 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

市民の障がいに対する理解向上と啓発のために、協議会や関係団体等と連携したイベント（研修会・講演会など）を開催します。障がいの有無に関わらず共生する社会の実現を図ります。また、「心のバリアフリー」の普及を図りながら、障がいの特性や必要な配慮等に関する理解を促進していきます。

② 自発的活動支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

高次脳機能障がい者・心身障がい児者等の家族会、当事者団体の活動を支援するために「三郷市障がい者自発的活動支援事業補助金」制度を継続していきます。

③ 相談支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

市民一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するとともに、本事業を促進します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支援事業 （申立て費用及び報酬助成の延べ人数）	人	22	25	28

【見込み量の確保に向けて】

中核機関や高齢者関係部署と連携し、成年後見制度とその利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

法人後見業務を適正に行える法人の確保に向けて、法人後見を実施（実施予定含む）する法人を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
意思疎通支援事業	障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進を踏まえ、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の障がい特性に配慮した方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（年間延べ人数）	人	900	950	1,000
手話通訳者設置事業	人	4	4	4

【見込み量の確保に向けて】

今後も継続して手話通訳士等を障がい福祉課に配置し、派遣事業の推進を図っていきます。また、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進を踏まえ、障がいの状態や特性に応じた意思疎通支援方法について検討を進めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日常生活用具給付等事業（年間件数）				
介護・訓練支援用具	件	5	7	10
自立生活支援用具	件	20	22	24
在宅療養等支援用具	件	15	17	20
情報・意思疎通支援用具	件	15	17	20
排泄管理支援用具 （月間件数）	件	300	320	350
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	3	3	3

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が、容易に使用できる用具を給付することで、日常生活を円滑に送ることができるようにします。また、給付対象となる用具（品目）などについては、適宜見直しを含めた確認を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	15	15	15

【見込み量の確保に向けて】

手話表現技術の習得を促進し、聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援の充実に努めます。又、奉仕員からステップアップし、通訳者になる講習課程を設定するなど人材育成に力を入れます。

⑨ 移動支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
移動支援事業	障がい者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	人	239	248	258
(年間実利用人数、延べ利用時間)	時間	24,890	26,882	29,032

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいを持って生活できるよう、移動支援の充実に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
地域活動支援センター事業	<基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供します。 <機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター （市内）	箇所	3	4	4
	人	50	65	65
地域活動支援センター （市外）	箇所	3	3	3
	人	3	3	3

【見込み量の確保に向けて】

より多くの障がい者が社会参加の一手段として気軽に利用できる場となるよう設置を継続します。また、安定運営のため事業者に対して運営費などの助成を行います。

⑪ 訪問入浴サービス

< 事業の概要 >

事業名	内容
訪問入浴サービス (任意事業)	家庭での入浴が困難な重度心身障がい児者に巡回入浴サービスを実施・提供します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問入浴サービス (年間実利用人数)	人	17	18	20

【見込み量の確保に向けて】

引き続き重度の障がいのある人の福祉の向上と介護者の負担の軽減を図るためにサービス提供を行います。

⑫ 更生訓練費

< 事業の概要 >

事業名	内容
更生訓練費 (任意事業)	自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型事業所を利用している障がいのある人に対し、交通費等の訓練に要した費用を支給します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
更生訓練費 (年間実利用人数)	人	120	125	130

【見込み量の確保に向けて】

事業所とも協力し、対象者に対して制度の周知、申請・請求の手続きについて支援を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進のために

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、市民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、より良い地域生活支援に向けての課題を検討していきます。

また「三郷市障がい者地域生活支援協議会」及び関係団体等との連携を図っていきます。

■三郷市障がい者地域生活支援協議会の活動■

「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として「協議会」が位置づけられています。

本市においては、「三郷市障がい者地域生活支援協議会（地域自立支援協議会）」として設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築、個別の困難事例への対応の在り方、市内の資源の開発・改善、当事者参画など、地域におけるさまざまな課題について検討しています。また、協議会の中には、「権利擁護部会」「子育て支援専門部会」「精神障がい者支援部会」「日中活動部会」「相談支援部会」「コミュニケーション推進部会」の各専門部会が設けられています。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい、高齢者、保育、児童、保健、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

（４）持続可能な制度の構築

社会保障制度全体がその持続可能性を追求して見直しが行われている中、市の障がい福祉施策も例外ではありません。今後見込まれる障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、関連するサービス全体を検証していきます。

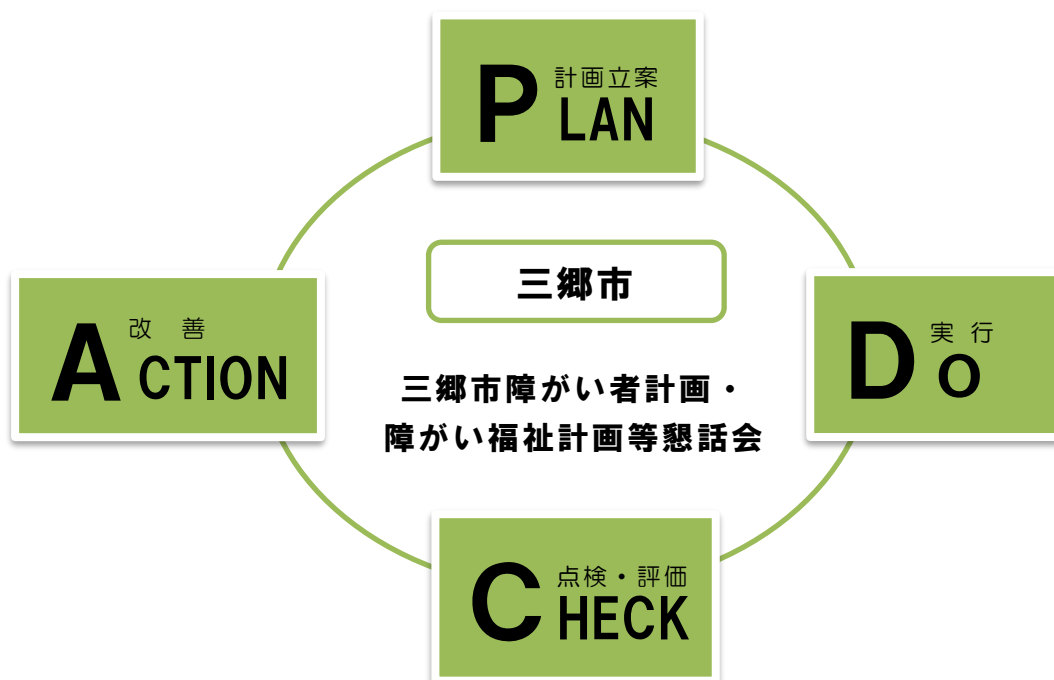
（５）国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

２ 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

市においては、庁内における進捗把握とともに、三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。





三郷市障がい者計画

第7期三郷市障がい福祉計画

第3期三郷市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

発行	：令和6年3月
企画・編集	：三郷市 福祉部 障がい福祉課
	：〒341-8501
	埼玉県三郷市花和田 648-1
電話	：(048) 953-1111 (代表)
FAX	：(048) 953-7785
ホームページ	： https://www.city.misato.lg.jp/